

取 扱 注 意

平成28年9月

(平成30年4月補訂)

(平成30年9月補訂)

(令和3年12月補訂)

(令和5年7月補訂)

(令和6年2月補訂)

令状事務処理の手引（七訂版）

名古屋地方裁判所 刑事書記官室

名古屋簡易裁判所 刑事書記官室

七 訂 版 は し が き

令和6年2月15日に施行された刑事訴訟法等の一部を改正する法律（犯罪被害者等の情報を保護するために整備された規定に関する部分）に関連する箇所について、一部見直しを行いました。

逮捕手続における個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。）の秘匿措置として、当該個人特定事項の記載がない令状（逮捕状に代わるもの）を被疑者に示すことができることを受けて、新たに通常逮捕状【個人特定事項の秘匿】及び当直用チェック票（逮捕状に代わるものの交付請求書・逮捕状に代わるもの（通常逮捕））を追加しました。また、同手引付録の「当直用チェック票」（通常逮捕状請求書・通常逮捕状）に逮捕状に代わるものの交付請求及び交付に関する事項を追記しました。

令和6年2月

名古屋地方裁判所刑事書記官室

名古屋簡易裁判所刑事書記官室

六 訂 版 は し が き

令和5年6月26日付け名古屋地裁刑事首席事務連絡のとおり、同年7月3日の開庁時間から、通常逮捕状、緊急逮捕状及び引致状を除く令状について、請求時に請求書謄本の添付を求めない取扱いに変更になったことを受けて、手引本文、同手引付録の「当直用チェック票」及び同票の別紙中、通常逮捕状、緊急逮捕状及び引致状を除く令状請求書謄本の添付等に関する部分の削除のほか、読点「、」に統一する改訂をそれぞれ行いました。

令和5年7月

名古屋地方裁判所刑事書記官室

名古屋簡易裁判所刑事書記官室

五 訂 版 は し が き

令和3年2月24日付け名古屋地裁刑事首席事務連絡のとおり、同年3月1日から、原則として、令状、令状請求書とも、特別法違反の令状等の罪名にかかる条文の記載は不要とする取扱いになったことを踏まえて手引を改訂いたしました。

また、この機会に、令和2年4月施行の覚醒剤取締法による「覚醒剤」への表記統一、四訂版改訂の際、序印の省略にもとづく手引本文の改訂がされたものの、同手引付録の「当直用チェック票」が従前の様式のままとっていた部分の改訂、平成31年4月に入国管理局が「出入国在留管理庁」となった部分に関する改訂、平成から令和への改元に伴う改訂をそれぞれ行いました。

令和3年12月

名古屋地方裁判所刑事書記官室

名古屋簡易裁判所刑事書記官室

四 訂 版 は し が き

「令状事務処理の手引」は、1年半前に、三訂版はしがき記載のとおり名古屋簡裁刑事書記官室による改訂が施されたところですが、今回、名古屋高・地・家裁当直における当直令状事務について、当直員による令状点検の迅速化を図り、令状事務の正確性を高めることを目的として令状事務の見直しが行われたことから、主に今回の見直しを反映させる形で手引を改訂いたしました。

今後も、当直に携わる職員は、適正迅速な令状事務処理を行うために、本手引を御活用ください。

平成28年9月

名古屋地方裁判所刑事書記官室

名古屋簡易裁判所刑事書記官室

平成30年4月1日に施行された新たな国税通則法、地方税法、関税法並びに

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
に関連する箇所につき、一部見直しを行いました。

平成30年9月1日より、庁印の押印を廃止したことを受け、一部見直しを行いました。

三 訂 版 は し が き

本書は、平成20年3月、令状事務における執務の手引として名古屋簡易裁判所
刑事書記官室が作成した「令状事務処理の手引（改訂版）」を改訂したものです。

改訂にあたっては、平成23年に新設された新たな令状（平成24年6月22日
施行）や、現在の事務処理の実情に即した実務的な記載をより多く盛り込みつつ、
スリム化を図りました。よって、踏み込んだ法解釈や具体的な法令等のより理論的
な部分については、裁判所職員総合研修所作成の研修教材である令状事務（再訂補
訂版）等の専門書をご参照ください。

令状事務に携わる当直員を含めたすべての職員に多く活用され、過誤等が発生す
ることなく、令状事務がより円滑に処理されることを願うとともに、本改訂に携わ
った多くの方々に感謝申し上げます。

平成27年3月

名古屋簡易裁判所刑事書記官室

目 次

第 1	はじめに	1
1	<u>令状事務の性質</u>	1
2	<u>事務担当者の役割分担の明確化</u>	1
3	<u>書記官の基本的役割</u>	1
4	<u>令状過誤の防止</u>	1
5	<u>被疑事件の罪名にかかる関係条文の確認</u>	2
6	<u>秘密の保持</u>	3
7	<u>マスコミ対応</u>	3
第 2	総論	4
1	<u>令状請求書の受理までの事前準備</u>	4
2	<u>令状請求書の受理</u>	4
(1)	請求権者	4
(2)	請求先	5
(3)	請求の方式	6
(4)	立件	6
3	<u>令状原案の起案</u>	7
4	<u>令状請求書の審査</u>	9
(1)	各種令状請求書に共通の確認事項	9
(2)	被疑事実の要旨（犯罪事実の要旨、犯則事実の要旨）の確認	10
(3)	死者を被疑者とする令状発付の可否	11
(4)	裁判官への提出	11
5	<u>令状請求の撤回、却下</u>	11
(1)	撤回の場合	11
(2)	却下の場合	11
6	<u>令状発付後の事務</u>	12
7	<u>令状の返還、令状の再請求（令状更新）</u>	13
(1)	令状の返還	13
(2)	令状の再請求（令状更新）	13

第3 各論15

1 通常逮捕状15

- (1) 概説15
- (2) 請求者の官公職氏名15
- (3) 7日を超える有効期間を必要とする場合15
- (4) 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由15
- (5) 被疑者に対し、現に捜査中である犯罪事実等について、前に逮捕
状の請求があった場合15
- (6) 逮捕状発付の制限16
- (7) 逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正17
- (8) 任意同行後の逮捕状請求17
- (9) 逮捕状請求書原本を利用しないで逮捕状を発付する場合17
- (10) 引致場所の変更請求17

■令状記載例チェック票 ★別紙

1-2 通常逮捕状【個人特定事項の秘匿】22

- (1) 手続の概要22
- (2) 請求22
- (3) 起案（逮捕状に代わるものの草稿の作成）24
- (4) 逮捕状に代わるものの交付25
- (5) 逮捕状に代わるものの交付請求の却下26
- (6) 返還26
- (7) 逮捕状に代わるものの交付請求の撤回27

■令状記載例チェック票、別図

2 緊急逮捕状33

- (1) 概説33
- (2) 緊急逮捕の要件33
- (3) 緊急逮捕状の請求33
- (4) 請求者33
- (5) 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由34
- (6) 被疑者に対し、現に捜査中である犯罪事実等について、前に逮捕
状の請求があった場合34
- (7) 逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正34

- (8) 緊急逮捕後に罪名や被疑事実が変わった場合……………34
- (9) 引致前に緊急逮捕状が請求された場合……………34

■令状記載例チェック票 ★別紙

3 搜索差押許可状（いわゆる「ガサ状」）……………38

- (1) 概説……………38
- (2) 搜索すべき場所、身体、物……………38
- (3) 差し押さえるべき物の特定……………39
- (4) リモートアクセスによる複写の処分がある場合……………39
- (5) 第三者に対する搜索……………39
- (6) 強制採尿の場合……………39
- (7) 夜間執行……………39

■令状記載例チェック票 ★別紙

4 搜索許可状……………44

- (1) 概説……………44
- (2) 搜索許可状と搜索差押許可状の双方が必要となる場合……………44
- (3) 夜間執行……………44

■令状記載例チェック票 ★別紙

5 差押許可状……………48

- (1) 概説……………48
- (2) 差し押さえるべき物……………48
- (3) 夜間執行……………49

■令状記載例チェック票 ★別紙

6 検証許可状……………53

- (1) 概説……………53
- (2) 検証すべき場所、物……………53
- (3) 夜間執行……………53

■令状記載例チェック票 ★別紙

7 身体検査令状……………57

- (1) 概説……………57

(2) 検査すべき身体	57
(3) 身体の検査に関する条件	57

■令状記載例チェック票 ★別紙

8 鑑定処分許可状 61

(1) 概説	61
(2) 鑑定人の氏名、職業	61
(3) 解剖すべき死体、破壊すべき物等	61
(4) 身体の検査に関する条件	61

■令状記載例チェック票 ★別紙

9 記録命令付差押許可状 65

(1) 概説	65
(2) 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	65
(3) 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	65
(4) 夜間執行	65
(5) その他	65

■令状記載例チェック票 ★別紙

10 搜索差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合） 69

(1) 概説	69
(2) 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録 媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	69
(3) 夜間執行	69

■令状記載例チェック票 ★別紙

11 差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合） 73

(1) 概説	73
(2) その他	73

■令状記載例チェック票 ★別紙

12 特殊なもの（異なる令状を併用することが相当なものを含む。） 77

(1) 強制採尿 【要急処理事案】	77
------------------------	----

ア	概説	77
イ	搜索差押えに関する条件等	77
(2)	<u>強制採血</u> 【要急処理事案】	80
ア	概説	80
イ	身体検査令状の記載につき注意すべき点	80
ウ	鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点	80
(3)	<u>毛髪の強制採取</u> 【要急処理事案】	85
ア	概説	85
イ	身体検査令状の記載につき注意すべき点	85
ウ	鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点	85
(4)	<u>嚥下された異物の押収</u> 【要急処理事案】	90
ア	概説	90
イ	搜索差押許可状の記載につき注意すべき点	90
ウ	鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点	90
13	<u>臨検、搜索、差押（押収）許可状</u>	95
(1)	概説	95
(2)	その他	95
14	<u>引致状</u>	101
(1)	概説	101
(2)	引致状請求手続までの流れ	101
(3)	仮釈放者等に対する引致状発付における残刑期間の確認	101
(4)	有効期間	102
15	<u>保護許可状</u>	106

【資 料】

別紙 1 公訴時効について

別紙 2 令状の有効期間一覧表

別紙 3 少年触法事件に関する書類の参考書式について

第1 はじめに

1 令状事務の性質

捜査においては、任意捜査が原則となるものの、犯罪事実の早期発見や証拠の保全等のため、令状による強制処分が認められている。このような強制処分は、被疑者等に対する人権侵害などの種々の問題も生じかねないので、令状事務は、その性質上、高度に正確かつ迅速な事務処理が要求されている。

2 事務担当者の役割分担の明確化

一連の令状事務は、令状請求書の受付、請求書等の点検、令状の起案、裁判官の審査、発付令状の確認という各過程を経て請求者（司法警察職員等）に交付される。しかし、特に当直事務において、事前に[]との役割分担を明確にしておらず、確認作業等が疎かになったことが主たる原因となった令状過誤が散見される。

当直においては、[]人体制であり、当直者が令状事務に不慣れな場合も多いことから、令状過誤が生じることのないような役割分担（令状作成、決裁前点検、交付前点検）を事前に当直者間で協議し、実際に事務処理を行う前にこれを明確にしておく必要がある。

3 書記官の基本的役割

令状請求の相当性等を判断して、現実に令状を発付するのは裁判官であるので、書記官（書記官事務を補助する事務官を含む。）の手元に長時間にわたり未済事件を滞留させることは裁判官の判断の遅れに影響し、その結果、前述のような被疑者等に対する人権侵害や証拠の散逸などの問題が生じてしまう可能性も否めない。よって、令状事務における書記官事務は、いかに効率的に令状請求書等の点検をし、裁判官に要領よく判断してもらえるよう引き継げるかが重要となり、その役割は補助的なものとなる。

このように正確かつ迅速な処理を行うため、書記官としては、人定事項などの主要な部分を効率よく確認し¹、不明な点等があれば、付箋に記入するなどして裁判官に引き継ぐこととなる。

4 令状過誤の防止

(1) 令状は、迅速な処理が求められるものの、捜査機関に対して強制処分の権限を付与する重要な裁判書であるので、誤記等により生じる令状過誤があってはならない。²令状事務担当者が法律を知らなかった、令状請求が立て込ん

¹ 令状の種別により主要な確認すべき点は多少異なることとなるが、具体的には、①人定事項、搜索差押許可状における搜索すべき場所の記載、夜間執行の有無等の形式的な記載事項の確認（各種令状の点検票（当直用チェック票）に網羅されているような最低限の確認事項）、②被疑者の特定などが考えられる。

² 令状過誤を防止するためには、日頃から令状実務に関する知識を深めておくことはもとより、裁判官と書記

でいたので、ついケアレスミスをしてしまったなどということでは済まされない。

令状過誤を防止するためには、特に以下の点について細心の注意を払い、点検及び確認の作業は、必ず各種令状の点検票（当直用チェック票）を用いて行う。

ア 人定事項（氏名、住居、生年月日（年齢）等）³

イ 裁判官の記名、押印、契印

ウ 記載内容の誤記、遺漏

エ 公訴時効の成立（別紙1（公訴時効について）参照）

オ 有効期間（別紙2（有効期間一覧表）参照）

- (2) 令状を交付する際は、令状を請求者等に提示しながら声に出すなどして、押印、契印の存在を必ず請求者等にも確認させることが相当である。単に令状過誤を防ぐ目的だけでなく、裁判所全体の信用失墜を防ぐための最後のチェックとして、必ず励行し、令状交付まで緊張感を持って点検事務に取り組むことが肝要である。

5 被疑事件の罪名にかかる関係条文の確認

書記官は、必ず令状請求書に記載されている罪名の関係条文に当たり、当該罪名の構成要件、法定刑、親告罪の規定等を確認すべきである。令状請求書には被疑事実等の要旨が記載されているが、その罪の構成要件に沿った記載がされているか、遺漏はないか、他の罪の構成要件に該当する部分が含まれていないか等の検討が必要となる。

なお、特別法犯においては、令和3年3月1日から、令状に罰条の記載を不要としたところではあるが、関係条文にあたって構成要件等を確認することなどは上記と同様であり、法改正が頻繁に行われる法律や条例が多いことから、改正の有無や経過にも留意する必要がある。⁴

官等との間で円滑な協働が可能となるよう意思疎通を図る意識を持つことが重要である。なお、請求者（司法警察職員等）は令状請求に慣れているから大丈夫だろうという意識を持って令状事務に取り組んではならない。むしろ単純な誤記等により訂正処理を要する案件のほうが割合としては多いので、注意すべきである。

³ 戸籍謄本、住民票、運転免許証写し、在留カード等の公的な身分関係資料（これらのものがない場合は、人定特定の捜査報告書があるはずである。）のうち少なくとも1つと必ず照合する。外字の有無については特段の注意を要する。仮に人定事項の誤記を看過したまま令状を発付し、警察職員もこれに気付くことなく令状を執行してしまった場合、後に人権侵害等の多くの問題が生じることになってしまう。

⁴ 改正法施行前の犯罪において、新旧の罰条を対比して法定刑が変更されている場合は、軽い刑を定めている罰条を適用することになるが（刑法6、10）、経過措置がある場合（一般的には「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」等の記載がされている。）はそれに従うこととなるので、必ず罰条の改正附則を確認し、改正経過の確認を行う。改正法の施行日が条文により異なる場合もあるので注意を要する。なお、改正前の罰条が適用される場合は、搜索差押許可状等には「犯罪による収益の移転防止に関する法律違反（平成23年法律第31号による改正前の同法律26条1項前段）」などと記載することになる。

6 秘密の保持

捜査の密行性や被疑者等の人権に対する配慮の観点等から、令状請求書や実際に発付する令状等が外部の者の目に触れるようなことがあってはならないし、事件の内容を裁判所職員が話題にして外部の者の耳に入るようなことがあってはならない。

7 マスコミ対応

対応機関は地裁総務課であり、対応窓口は一本化されている。

よって、報道関係者等から令状担当者等に対し令状発付の有無等について直接取材（質問）を受けた場合は、

当該報道関係者等からの取材（質問）内容について可能な限り確認し、主任書記官、訟廷管理官等とも相談の上、「ご要件は〇〇〇〇ということでしょうか。申し訳ございませんが、窓口は地裁総務課となりますので、私ではお答えしかねます。お答えできるかどうかも含めて、そちらで対応させていただきます。」などと確認及び伝達した上で、地裁総務課（総務課長、課長補佐、広報係長等）に引き継ぐことになる。

なお、当直時の場合は、緊急連絡網によることになる。

第2 総論

1 令状請求書の受理までの事前準備

警察署等から令状請求の事前連絡を受けた場合は、請求官署名、令状の種類、通数、緊急性の有無、到着予定時刻、さらに緊急逮捕の場合は、被疑罪名（事実）、逮捕時刻、引致時刻（請求時には既に引致がされているのが通常である。）を聞いておき、その令状の定型用紙を準備しておくといよい。

2 令状請求書の受理

(1) 請求権者

各種令状ごとに法定されている（法199Ⅱ、218Ⅳ、225Ⅱ等）。

ア 刑事手続に基づく令状請求権者（勾留関係及び地裁に請求すべき通信傍受令状を除く。）

（ア） 検察官

すべての令状を請求できる。

（イ） 検察事務官

通常逮捕状を除くすべての令状を請求できる。

（ウ） 司法警察職員（警察官）

警察官（長官を除く。）の階級は、上から、警視総監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の順となるが、司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。）として職務を行う者は、法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会により定められる。

愛知県警察においては、原則として、巡査部長以上の階級にある警察官を司法警察員、巡査の階級にある警察官を司法巡査としているが、例外として、巡査の階級にある警察官を司法警察員に指定することができる（肩書としては「司法警察員巡査」となる。）。

a 司法警察員

すべての令状を請求できる。ただし、通常逮捕状の請求については、警部以上の階級の者で国家公安委員会又は都道府県公安委員会の指定を受けた者に限定されている（法199Ⅱ）。

b 司法巡査

緊急逮捕状のみ請求できる（法210Ⅰ参照）。

（エ） 特別司法警察職員

法律で定められた官職にある者又は法律の定めにより指名された者が、司法警察員又は司法巡査としての職務権限を付与されている（法190）。

例えば、麻薬取締官・麻薬取締員（麻薬及び向精神薬取締法 5 4 V）、労働基準監督官（労働基準法 1 0 2、労働安全衛生法 9 2、最低賃金法 3 3 等）、海上保安官（海上保安庁法 3 1 I）等がある。

イ 行政手続に基づく令状請求権者（特別法関係）

主な請求権者としては、次のものが挙げられる。

(ア) 収税官吏（当該職員）

国税局の財務事務官が、国税犯則事件（法人税法違反等）の調査のため、臨検搜索差押許可状や鑑定処分許可状を請求する場合（国税通則法 1 3 2、1 4 7）

(イ) 徴税吏員

県税事務所の職員が、地方税法違反の犯則事件調査のため、臨検搜索差押許可状や鑑定処分許可状を請求する場合（地方税法 2 2 の 4、2 2 の 1 9）

(ウ) 税関職員

税関の財務事務官が、関税に関する犯則事件の調査のため、臨検搜索差押許可状や鑑定処分許可状を請求する場合（関税法 1 2 1、1 3 6）

(エ) 入国警備官

出入国在留管理庁の入国警備官警備長が、退去強制相当の外国人について違反調査をするため、臨検搜索差押許可状を請求する場合（出入国管理及び難民認定法 3 1）

(オ) 都道府県知事から委任を受けた児童相談所長

児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、臨検搜索差押許可状を請求する場合（児童虐待の防止等に関する法律 9 の 3 I）

ウ その他特殊なもの

(ア) 保護観察所長又は地方更生保護委員会からの更生保護法 6 3 条 4 項（売春防止法 2 6 条 2 項において準用する場合を含む。）に基づく、保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者・仮釈放者・保護観察付執行猶予者・婦人補導院仮退院者）に対する引致状の請求

(イ) 警察官からの警察官職務執行法 3 条 1 項に基づく挙動異常者等の保護が 2 4 時間を超える場合の許可状の請求（同条 3 項ただし書、4 項）

(2) 請求先

原則として、請求権者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官であり、事件の事物管轄を問わない。ただし、やむを得ない事情があるときは、最寄りの下級裁判所の裁判官に請求することがで

きる（規299Ⅰ）。¹

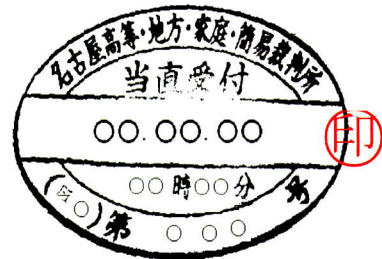
(3) 請求の方式

令状請求書、令状請求書謄本（逮捕状請求書及び引致状請求書の場合）及び資料（規143、156参照）が提出されるので²、請求者及び謄本認証者の署名押印の有無、原本と謄本の同一性などの簡単な形式的事項についてのみ確認する。

なお、逮捕状請求書以外の令状請求書において、差し押さえるべき物、捜索すべき場所等の記載につき別紙を引用している場合が多いが、令状においても別紙を引用して作成することがほとんどであり、令状用の別紙も提出してもらえる取扱いになっているので、当該書面の添付の有無についても確認する。³

(4) 立件

ア 令状請求書の原本及び謄本（逮捕状請求書及び引致状請求書の場合）に受付日付印を押捺し、受付時刻を記入し⁴、取扱者が認印する。



当直に備え付けの受付日付印は「名古屋高等・地方・家庭・簡易裁判所」となっているため、令状発付を担当する裁判官の所属に応じて該当する庁を丸で囲む。

イ 刑事雑事件簿（令状請求事件簿）又は行政雑事件簿により立件し、受付日付印の該当箇所には事件番号を記入する。

登載事件簿及び受付符号は以下のとおりである。

¹ 以下の令状（次頁）については請求先が限定されているので、注意を要する。

(1) 通信傍受令状 地方裁判所の裁判官に対して請求する（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律4Ⅰ）。

(2) 保護許可状 簡易裁判所の裁判官に対して請求する（警察官職務執行法3Ⅲ）。

なお、少年事件については、請求権者の所属する官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官に対しても請求することができる（規299Ⅱ）。

² 令状請求書謄本の提出が義務付けられているのは逮捕状請求書（刑訴規139Ⅱ）及び引致状請求書（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則69Ⅱ）のみであるところ、名古屋管内においては、全ての令状請求書に謄本を添付する取扱いが実務慣行となっていたが、令和5年7月3日以降、謄本の提出は逮捕状請求書及び引致状請求書に限ることとした。

また、令状請求書（謄本を含む。）の契印については、契印に代わる一体性を確保する措置（ステープラで合綴する、ページ数を付して容易に連続性を確認できるようにする等）がされていれば、必ずしも毎葉に契印する必要はないところ（規58Ⅲ参照）、名古屋管内においては、令状請求書原本には一切の契印をせず、謄本のみに謄本認証者印で契印するのが実務慣行となっている。

³ 別紙の添付がない場合、本来令状を作成するのは裁判所であることから、請求者に対して提出を強制しないよう留意する。

⁴ 24時間表示で受付時刻を記載する。

(ア) 刑事雑事件簿（令状請求事件簿）に登載する一般令状事件

地裁の裁判官の場合：当直では「令む」

簡裁の裁判官の場合：当直では「令る」

(イ) 行政雑事件簿に登載する事件⁵

a 出入国管理及び難民認定法違反 31 条又は児童虐待の防止等に関する法律 9 条の 3 第 1 項による臨検捜索押収許可状の請求

(a) 地裁の裁判官の場合 「行ク」

(b) 簡裁の裁判官の場合 「行イ」

b 警察官職務執行法 3 条による保護許可状の請求（「行イ」のみ）

ウ 通常は、令状請求書の原本と謄本（逮捕状請求書及び引致状請求書の場合）のあて先の裁判所名が空欄になっていることが多い。

当直では、令状発付を担当する裁判官の所属に応じて、「名古屋地方」又は「名古屋簡易」のゴム印を必ず押すことに注意する。

様式第 11 号（刑訴第 199 条、規則第 139 条）

逮 捕	
名古屋簡易裁判所	裁判官 殿
愛知県中	
刑事訴訟法第 199 条第 2 項に	
下記被疑者に対し、 殺 人	

3 令状原案の起案

(1) 令状請求書の受付作業後、令状原案の起案を行う。起案は主に事務官が担当することになると思われるが、特殊な罪名や複雑な事案、外国人の場合における氏名の標記等で疑義がある場合は、事前に書記官や裁判官等に相談をするべきである。

(2) 逮捕状は、裁判所において作成する定型用紙（「逮捕状（通常）」もしくは「逮捕状（緊急）」）に逮捕状請求書の原本を添付して作成する。

逮捕状以外の令状においては、令状請求書の原本は添付しない。

(3) 「被疑者の氏名」欄の記載については、細心の注意を払う。特に外字がある場合や外国人の場合⁶には注意する。

搜索差押許可状等の場合において、被疑者が数名あるときは、そのうちの 1 名を記載したうえで、「〇〇〇〇 外〇名」、「〇〇〇〇 ほか〇名」などと記載する。

⁵ 行政雑事件簿に登載すべき事件数は少なく、当直において使用する機会は、まずないと思われる。

⁶ 名古屋簡裁においては、令状の「被疑者の氏名」欄に記載する外国人の氏名（中国人、韓国人等の漢字により標記できる氏名を除く。）は、片仮名表記を原則的な取扱いとしているが、その片仮名標記が正確なものではない可能性もあることから、請求書に記載されている氏名の標記を確認し、請求者の意向も確認したうえで、アルファベットの氏名に続けてカッコ書きで片仮名の読みも併記するなど、柔軟に対応している。

なお、被疑者が法人の場合は、「株式会社〇〇〇〇」などと記載し、代表者名等は記載していない。被疑法人に加えて代表者等の自然人も被疑者となっている場合は、「株式会社〇〇〇〇 ほか〇名」としている。

被疑者の人定事項が令状請求時に判明していない場合は、逮捕状請求書以外の請求においては、単に「不詳」として令状を発付すること多いが、逮捕状の場合には、人違いを避けるため、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項で特定する（規 1 4 2 II 等参照）。⁷実務では、被疑者の写真を利用して請求される場合が多い。この場合は、令状請求書原本及び同謄本（逮捕状請求書及び引致状請求書の場合）に当該写真が添付されており、かつ、当該写真の両端等に請求者の契印等の処置がなされているかを確認した上で、令状の「被疑者の氏名」欄には、「不詳（別添写真の男）」、「不詳（逮捕状請求書別添の男）」などと記載したうえ、当該写真を別添として令状にも添付する。^{8 9}

- (4) 罪名の記載について、「殺人」、「窃盗未遂」、「有印私文書偽造・同行使、詐欺」、「覚醒剤取締法違反」、などと記載する（前記のとおり、令和 3 年 3 月 1 日以降、特別法犯の場合でも、罪名に加えて罰条の記載を不要とした。また、名古屋簡裁の取扱いにおける特殊なものとして、暴力行為等処罰に関する法律違反の場合は、「暴力行為等処罰に関する法律違反（同法律〇条（刑法〇〇〇条））」としていたが、これも罪名の記載のみで足りる。）。)

- (5) 令状の有効期間については、別紙 2（有効期間一覧表）参照。

- (6) 庁名は、担当裁判官によって「簡裁」と「地裁」で異なるので注意する。

なお、令状原案に裁判官の記名をした上で裁判官に引き継ぐ場合は、ゴム印を使用するなどする。

- (7) 庁印は押印しない。

- (8) 搜索差押許可状等の場合に記載する「請求者の官公職氏名」欄は、「愛知県〇〇警察署 司法警察員〇〇（「警視」等の階級） 〇〇〇〇」と記載する。「警視」、「警部」の別に注意する。階級等に疑義がある場合は、愛知

⁷ 特定事項の具体例としては、性別、通称名、職業、元住所、身体的特徴（身長、体重、相好（丸顔・角張った顔など）、入れ墨、ほくろ、あざ、火傷跡、髪の生え具合など）等が考えられる。

⁸ 逮捕状の場合は、逮捕状請求書の原本を使用して作成するのが通常なので、逮捕状請求書の別添として添付されている写真を引用して令状を作成することで足りる（ただし、写真と台紙との間に請求者の契印があるか確認する。）。)

逮捕状以外の搜索差押許可状等の令状に台紙に貼付した写真を添付する場合は、当該写真に裁判官が契印するのが通常である。

⁹ 令状請求書における「被疑者の氏名」欄には、「不詳（別添写真の男）」などと記載されるのが一般的であるが、令状の「被疑者の氏名」欄においても令状請求書の記載と同じような記載にするのが望ましいものの、疑義がある場合は、適宜出頭した請求者等にも確認のうえ、令状原案作成前に書記官や裁判官等を含めて協議する。

県公安委員会が作成している逮捕状請求者等の名簿を適宜確認する。

- (9) 夜間執行の請求があるときは、令状下部の余白に「この令状は夜間でも執行することができる。」旨を付記する（ゴム印を押す。）。
- (10) 搜索差押許可状等の場合は、別紙を引用して令状を作成する場合はほとんどであるが、この場合は、一体性を確保するため、「別紙1」、「別紙2」、「差し押さえるべき物」、「搜索すべき場所」、「搜索すべき物」、「検証すべき場所」、「破壊すべき物」等の形式的な部分についても遺漏のないよう注意する。
- (11) 引用する別紙等も含めてステープラ等で合綴し、起案した令状の形式的な記載事項について誤記等がないか再度確認した上、令状請求書の審査を担当する者（主に書記官）に引き継ぐ。
- (12) なお、公訴提起後の被告事件について、捜査機関から搜索差押許可状等の請求があった場合は、「被疑者の氏名」欄を「被告人の氏名」に、「被疑者に対する〇〇被疑事件」の標記を「被告人に対する〇〇被告事件」に、その他「被疑者」と標記すべき箇所がある場合は「被告人」として令状原案を作成する。

4 令状請求書の審査

各種令状の共通する確認事項については、以下のとおりである（各種令状固有の確認すべき事項については各論において後述する。）。審査を行う際には、前記第2の3（令状原案の起案・7頁以下）に記載した事項も参照の上、各種令状の点検票（当直用チェック票）を必ず活用する。

審査の過程で疑問点等が生じた場合は、正確かつ迅速な処理のため、躊躇せずに出頭した請求者等に確認すべきである。

明白な誤記を発見したときは、出頭した請求者等に指摘して確認した上、可能な限り裁判官に引き継ぐ前に訂正処理をさせる。¹⁰明白な誤記とまではいえない場合や、言い回しがおかしいと思料される点等は、適宜出頭した請求者等に確認したうえ、裁判官に引き継ぐ際には、当該部分に付箋を貼付し、さらに口頭で、審査の過程で感じた問題点やそれに伴う請求者等とのやりとりなど必要と思われる事項を裁判官に伝達する。

- (1) 各種令状請求書に共通の確認事項

- ア 令状請求書の原本と謄本（逮捕状請求書及び引致状請求書の場合）の同一性、謄本への契印、謄本認証¹¹
 - イ 受付日付印、取扱者認印、事件番号、事件符号、受付時刻の確認¹²
 - ウ 請求令状の種類¹³
 - エ 請求日
 - オ 請求先の庁名（請求書の宛先と受理した庁の同一性の確認）¹⁴
 - カ 請求者の官公職氏名¹⁵、押印
 - キ 被疑罪名の記載（請求書に記載されている被疑罪名と被疑事実の要旨等に記載されている構成要件との同一性の確認）
 - ク 被疑者の人定事項¹⁶
 - ケ 7日を超える有効期間の請求の有無、その事由¹⁷
- (2) 被疑事実の要旨（犯罪事実の要旨、犯則事実の要旨）の確認
- ア 通常は別紙を作成し、請求書において当該別紙を引用する形式がほとんどである。別紙を引用した場合、その表題として、逮捕状請求書の場合は「被疑事実の要旨」、捜索差押許可状等の場合は「犯罪事実の要旨」、臨検等の場合は「犯則事実の要旨」と正しく記載されているかを確認する。また、共犯事件の場合には別紙の付け違いがないか特に注意する。
 - イ 公訴時効期間については、別紙1（公訴時効について）参照。
複数の被疑事実が存在し、罪数の関係により公訴時効期間の満了日に疑義がある場合などは、裁判官と協議する。
特に令状更新の場合において、令状の有効期間につき公訴時効期間を超えて発付することのないよう注意する。
 - ウ 被疑事実の要旨の審査は、請求書に記載された罪名の構成要件を念頭に

¹¹ 第2の2(3)（請求の方式・6頁）参照

¹² 第2の2(4)（立件・6頁）参照

¹³ 請求書の冒頭に「〇〇許可状請求書」等と記載されているので、正しい令状種別が記載されているかを確認する。捜索差押許可状請求書、検証許可状請求書等の令状請求の場合、通常は、請求者の署名押印の次に、冒頭の記載に対応して「下記被疑者に対する覚醒剤取締法違反被疑事件（同法41条の3第1項1号、19条）被疑事件につき、〇〇許可状の発付を請求する。」等と記載されているため、当該部分についても必ず確認する。

¹⁴ 第2の2(2)（請求先・5頁）及び第2の2(4)（立件・6頁）参照

¹⁵ 第2の2(1)（請求権者・4頁）参照

¹⁶ 最も重要な確認事項である。人定事項の誤記を看過したまま令状を発付してしまった場合、被疑者等に対する人権問題等の種々の問題を生じかねない。必ず身分関係資料（戸籍謄本、住民票等）と照合する。
なお、外国人の場合の生年月日は、西暦で記載することになる。

¹⁷ 名古屋簡裁の原則的な取扱いとして、逮捕状の令状更新は、1か月、3か月、例外的に海外逃亡の場合は6か月の順としている。なお、県警交通指導課が請求する逮捕状（交通事犯の不出頭者等）の場合は、被疑者の所在地を管轄する警察署に逮捕状執行を依頼するため、原則として初回から3週間で請求することを事実上許容している。

置いた上で、犯行日時、犯行場所、被害者の氏名、被害金額等の記載が正しいか総括捜査報告書（通常、疎明資料の冒頭部分に綴られている捜査報告書）に目を通し確認する。「同人」や「同年」の対応関係が正しいかについても注意を払う。

請求書に記載された罪名の構成要件に即した被疑事実の要旨が一応記載されているものの表現が分かりにくい若しくは稚拙な場合、請求書に記載された罪名以外の構成要件に該当する事実が含まれていると考えられる場合、請求書に記載されている罪名の構成要件に照らすと被疑事実の要旨の言い回しがおかしい場合等には、付箋を貼付し、裁判官に口頭により引き継ぐ。

(3) 死者を被疑者とする令状発付の可否

積極、消極の両説が存在し、消極説が有力であるものの、実務としては積極に解しているようである。搜索差押許可状等の請求があった場合は、事前に担当裁判官と協議するのが望ましい。

被疑者の氏名欄は、名古屋簡裁においては「〇〇〇〇（令和〇〇年〇〇月〇〇日死亡）」などと記載している。

(4) 裁判官への提出

請求書の審査及び令状原案の作成を終えたら、裁判官に対し、適宜口頭で必要事項を伝達した上、令状請求書、捜査記録、令状点検票等を引き継ぎ、裁判官の決裁を受ける。

なお、過誤防止のため、裁判官が押印すべき箇所に付箋を貼付した上で裁判官に引き継ぐことも有益である。

5 令状請求の撤回、却下

(1) 撤回の場合

ア 令状請求書の原本及び謄本（逮捕状請求書及び引致状請求書の場合）の上部余白に、令状請求者（現実には請求のため来庁した請求官署の職員）に「撤回」と記載してもらう。

ただし、緊急逮捕状については、その性質上、請求の撤回はあり得ない（第3の2(3)参照）。緊急逮捕状を発付しない場合は却下の裁判をする。

イ 令状請求事件簿の結果欄の「発付」の記載を「撤回」と訂正する。

ウ 撤回する旨を記載した令状請求書原本及び関係資料を請求者に返還し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

エ 令状請求書の謄本は裁判所で保管する（保管期間は1年間）。

(2) 却下の場合

ア 令状請求書原本の上部欄外余白部分に、

本件請求を却下する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所

裁判官 ○ ○ ○ ○ 印

と記載する（規140）。

令状請求書謄本（逮捕状請求書及び引致状請求書の場合）には、上部欄外余白部分に「〇〇裁判官 却下」と記載して、却下した旨を明らかにする。

なお、実務上は、却下ではなく撤回を促すことがほとんどである。

イ 令状請求事件簿の結果欄の「発付」の記載を「却下」と訂正する。

ウ 却下の裁判を記載した令状請求書原本及び関係資料を請求者に返還し（規140、141）、令状請求事件簿に受領印を受ける。

エ 令状請求書の謄本は裁判所で保管する（保管期間は1年間）。

6 令状発付後の事務

(1) 令状が発付されると、裁判官は、請求者等への令状交付のため、捜査資料と共に書記官等に引き継ぐことになるが、令状交付前に必ず最終確認を行ったうえで交付する。

この最終確認は、各種令状の点検票（当直用チェック票）に記載されている事項（なお、各種令状に共通する確認事項として、前記第2の3（令状原案の起案・7頁以下）及び第2の4（令状請求書の審査・9頁以下）参照）に留意し、また繁忙状況にもよるが、できれば当該請求の受付及び審査の過程に関与していない者が行うことが望ましい。

確認においてポイントとなる主な点は以下のとおり。

ア 被疑者の人定事項（氏名等）

イ 裁判官の記名押印、契印¹⁸、訂正印（訂正がある場合）

ウ 裁判官の所属庁と請求書の請求先庁の同一性

エ 発付年月日、有効期間

オ 搜索差押許可状等の請求の場合、罪名、請求者の官公職氏名、夜間執行の有無、差し押さえるべき物・搜索すべき場所等の記載、身体検査に関する条件等

¹⁸ 逮捕状請求書について、名古屋管内の裁判所においては、請求書原本における請求者の契印は原則不要とする取扱いであることは前述したとおりであり、この場合は引用する逮捕状請求書についても裁判官の契印をすることになるが、請求書原本に請求者の契印がされている場合、逮捕状と引用する逮捕状請求書との間にのみ裁判官の契印をすることで足りるかどうかは、裁判官の判断によることになる。

カ 引用した別紙がある場合、その整合性（例えば、差し押さえるべき物につき「別紙１記載のとおり」として別紙を引用した場合、当該別紙において、上部に「別紙１」、その下に表題として「差し押さえるべき物」と記載するなどして一体性が確保されているか否か。）

- (2) 最終確認を経て発付令状、請求書等に問題がない場合は、令状、令状請求書の原本及び捜査資料を請求者に返還し、令状請求事件簿に請求者の受領印を受ける。

令状請求書の謄本（逮捕状請求書及び引致状請求書の場合）は、裁判所で保管する（保管期間は１年間）。

7 令状の返還、令状の再請求（令状更新）

(1) 令状の返還

ア 有効期間切れの令状は、令状を発付した裁判所に返還される。

イ 令状が返還された際は、発付した裁判所（簡裁、地裁の別を含む。）及び当該令状の発付年月日を確認する。

ウ 正しく返還がされた場合は、返還書に受付日付印を押捺し（地裁、簡裁の選択を忘れずに行う。）、令状請求書謄本（逮捕状請求書及び引致状請求書の場合）保管箱に入れて引き継ぐ。

(2) 令状の再請求（令状更新）

ア いわゆる令状更新とは、被疑者が所在不明である等の理由により、有効期間内に令状の執行ができない場合において、裁判所へ有効期間内に令状を返還したうえで、さらに同一内容の令状を請求する場合をいう。

主なものとしては、通常逮捕状や搜索差押許可状の更新である。

イ 有効期間は、１か月又は３か月として請求されるのが通常である。

名古屋簡裁の原則的な取扱いとして、逮捕状の令状更新は、１か月、３か月、例外的に海外逃亡の場合は６か月の順としている。

なお、搜索差押許可状の令状更新については、特に決まった取扱いは存在せず、裁判官がその事案ごとに決している（１か月で請求、１か月で発付、１回のみ更新を認める例が多い。）。

ウ 請求日は、有効期間の末日に限らない。当直の有無等の関係上、休日に更新できない庁もあることから、有効期間の前日や前々日に請求がされることもある。

エ 令状更新において最も注意すべき点は、公訴時効の点である。公訴時効期間を超える日を有効期間とする令状を発付しないよう、細心の注意を払う必要がある。令状更新を繰り返している事件については、特に注意を要する。

複数の被疑事実がある場合の公訴時効の完成日については、罪数の関係等により結論が異なるので、疑義がある場合は、令状原案の作成前に、出頭した請求者等や担当裁判官に確認する必要がある。併合罪関係にある複数の被疑事実の一部について公訴時効期間を超える場合、時効が完成する被疑事実に関する令状については、令状請求書を分けて作成し、有効期間を公訴時効期間の満了日までとして請求させなければならない(別紙1(公訴時効について)参照)。

オ 請求官署の職員から、有効期間が切れる令状及び返還書並びに新たな令状請求書の原本、同謄本(逮捕状請求書及び引致状請求書の場合)及び一件記録が提出される。なお、有効期間が切れる令状の返還先が更新令状を発付する裁判所ではない場合は、有効期間が切れる令状を事実上借りたうえで審査することが有益である(この場合は、返還書に受付印を押捺してはいけないのはもちろんのこと、令状交付時には必ず出頭した請求者等に返却する。)。

受付の際には、前回の令状発付以降に被疑事実の要旨や人定事項(主に年齢の加算)等に変更が生じていないか、公訴時効期間を超えていないか等について口頭で確認したうえで、受理の手続きに入るのが望ましい。

実質的には、同一内容の令状の有効期間を更新するものであるから、返還された令状と令状原案とを照合し、記載内容の同一性を確認する。

問題がなければ、返還令状、令状原案、令状請求書、一件記録及び令状点検票を担当裁判官に引き継ぐ。

カ 令状発付後の処理は、通常の令状請求時と同様である。

有効期間が切れる令状を事実上借りていた場合は、必ず出頭した請求者等に返却する。

キ 有効期間を徒過して請求がされた場合、新たに発付する令状の有効期間は、当直裁判官の指示による。

なお、名古屋簡裁においては、更新ではなく、新たな請求(有効期間は原則として通常の7日)として発付する取扱いとしている。

第3 各論

総論において触れた各種令状に共通した確認すべき点等のほか、個別の令状につき確認すべき点及び参考事項については以下のとおり。なお、当直において令状事務を行う場合は、必ず当直用チェック票による確認を行う。

特に迅速性が求められる類型については、【要急処理事案】と記載した。

1 通常逮捕状

(1) 概説

後掲「①当直用チェック票（通常逮捕状請求書）」参照

(2) 請求者の官公職氏名

警察官たる司法警察員による請求の場合は、逮捕状請求権者名簿により確認をする。

(3) 7日を超える有効期間を必要とする場合（請求書2項）

第2の4（令状請求書の審査）注釈17（10頁）参照

(4) 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由（請求書5項）

記載は必須である。

記載された疎明資料の有無を捜査記録で確認する必要はない。

従前は「司法警察員警部補〇〇〇〇作成の捜査報告書〇通」等と全ての疎明資料の名称、作成者等の個人名、通数等を記載していたが、誤記等が散見される等の現状にあったことから、愛知県警警察本部からの申入れにより、平成25年10月1日以降については、犯罪事実と被疑者の結びつきを疎明するために欠くことのできない証拠を、「捜査報告書」、「被害届」、「参考人供述調書」等疎明資料の名称のみを記載し、作成者等の個人名や通数は記載しないこととなった。

(5) 被疑者に対し、現に捜査中である犯罪事実等について、前に逮捕状の請求があった場合（請求書7項）

同一の犯罪事実による逮捕の蒸し返しや同時捜査が可能な犯罪事実で逮捕を繰り返す等の逮捕権の濫用を防止する趣旨から、この記載が求められている。この部分に誤りがある逮捕状の効力に疑義が生じるため注意を要する。捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

「同一の犯罪事実」については、過去に請求して却下された場合はもとより、何らかの事情により撤回に至った場合も記載を要する。

「現に捜査中である他の犯罪事実」については、他の警察署等で逮捕されて捜査中の犯罪事実についても判明する限りで記載する必要がある。別件の先行する逮捕が現行犯逮捕の場合及び別件逮捕の犯罪事実により既に起訴されている場合には、規142I⑧の文言上は請求書に記載する必要はないが、同条の趣旨である逮捕の蒸し返し防止の点から、記載しておくことが望ましいとの見解もある。記載されていれば、あえてこれを抹消させることはないが、最終的には裁判官の指示による。

一般的な記載例としては以下のとおり。

ア 同一の犯罪事実の場合

「令和〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋〇〇裁判所裁判官〇〇〇〇から同一の犯罪事実について逮捕状の発付を受け捜査中であるが、被疑者は現在逃走中で所在不明であり、有効期間である同月〇〇日までに執行できる可能性が低い。」

イ 現に捜査中である他の犯罪事実の場合

通常は、他の犯罪事実については別紙引用される場合が多い。

(ア) 請求書7項

「令和〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋〇〇裁判所裁判官〇〇〇〇から、別紙〇記載の〇〇〇〇法違反の犯罪事実により逮捕状の発付を受け、同月〇〇日に被疑者を通常逮捕し、同事実により現在愛知県〇〇警察署に勾留中である。」

(イ) 引用される別紙

「犯罪事実」については、被疑事実の要旨や犯罪事実の要旨とならない点に注意する。

「別紙〇

犯罪事実

被疑者は、………したものである。」

(6) 逮捕状発付の制限（請求書8項）

ア 軽微事件

30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく出頭の求めに応じない場合にのみ、逮捕状により逮捕することができる（法199Iただし書）。

よって、例えば、法定刑が拘留又は科料である軽犯罪法違反の罪については、上記事由がない限り、逮捕状を発付することはできない。

イ 国会議員の不逮捕特権（憲法50、国会法33）

ウ 14歳未満の（触法）少年（刑法41参照）

14歳以上の少年は逮捕することができるものの、少年は未成熟であって教育的配慮が必要であり、逮捕が心身に大きな影響を及ぼすことから、少年法の趣旨に鑑み、逮捕の必要性については慎重に判断すべきである。

なお、触法少年であっても、必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができる（少年法6の5、書式は別紙3参照）。

(7) 逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正

従前は裁判官印で訂正印を押印する取扱いも見られたが、最高裁刑事局は、「逮捕状で利用される逮捕状請求書を裁判官印で訂正することは、逮捕状請求書の被疑事実の要旨部分であれ、それ以外の部分であれ、文書の独立性などの観点から、不相当な処理であり、過誤に該当し得ると解する。」と回答していることから、訂正がある場合は、必ず請求者印で訂正してもらう。

(8) 任意同行後の逮捕状請求



(9) 逮捕状請求書原本を利用しないで逮捕状を発付する場合

逮捕状の記載事項について被疑者に示すことが適当でない事項（例えば、捜査協力者の氏名等）が含まれている場合、稀に逮捕状請求書の原本を利用しないで発付することがある。この場合、定型用紙である「逮捕状（通常）」の「被疑者の年齢、住居、職業、罪名、被疑事実の要旨、被疑者を引致すべき場所、請求者の官公職氏名」欄においては、定型文言として「別紙逮捕状請求書のとおり」と記載されているので、各事項を記載した別紙を別途出頭した請求者等に作成してもらった上で当該別紙を逮捕状において引用するなど、適宜記載や体裁を工夫する必要がある。

(10) 引致場所の変更請求

逮捕状を発付した裁判官以外の者でも、所属裁判所が異なっても変更できる。

ア 条件

- (ア) 逮捕状の有効期間内であること
- (イ) 逮捕状の執行前であること

イ 事務の流れ

- (ア) 逮捕状、引致場所変更請求書及び捜査資料が提出される。
- (イ) 引致場所変更請求書に受付日付印を押印する（事件符号は不要）。

(ウ) 逮捕状の末尾に、引致場所変更請求書をステープラで合綴する。

(エ) 逮捕状の余白に

「引致場所を〇〇に変更する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁判官〇〇〇〇」
と記入して、裁判官に提出する。

裁判官は押印し、逮捕状末尾と引致場所変更請求書の間に契印する。

(オ) 引致場所変更請求の処理がなされた逮捕状と捜査資料を出頭した請求者等に交付し、事件関係送付簿に受領印を受ける。

逮 捕 状 (通常)	
被 疑 者 の 氏 名	〇 〇 〇 〇
被 疑 者 の 罪 名 引 致 場 所 の 変 更 請 求 者 の 官 公 職 氏 名	引致場所変更請求書のとおり
有 効 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
有効期間満了後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当該裁判所に返還しなければならない。 有効期間満了である。逮捕の必要なくなったときは、直ちにこれを当該裁判所に返還しなければならない。	
上記の被疑者により、後疑者を逮捕することを許可する。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁判官 裁判 太 郎	
逮捕者の官公職氏名印	
逮捕の年月日時 及 び 場 所	平成 年 月 日 午前 時 分 で逮捕
引致の年月日時	平成 年 月 日 午前 時 分
記 名 押 印	
送致する手続をした 年 月 日	平成 年 月 日 午前 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	平成 年 月 日 午前 時 分
記 名 押 印	

引致場所を〇〇に変更する。 平成〇〇年〇〇月〇〇日
名古屋〇〇裁判所 裁判官〇〇〇〇

* 逮捕状との契印をする。

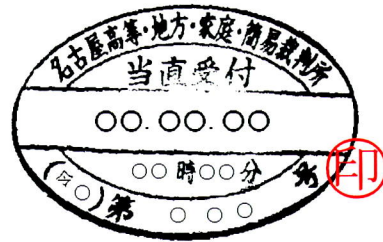
引致場所変更請求書	
名古屋〇〇 裁判所	平成〇〇年〇〇月〇〇日
被 疑 者	
要知照 〇〇 警察署	
刑事訴訟法第199条第2項による 指定を受けた司法警察員	
警 視 捜 査 一 郎	
下記被疑者に対する 〇〇 被疑事件につき、さきに発せられた逮捕状について引致場所の変更を請求する。	
記	
被疑者 氏 名	〇 〇 〇 〇
年 齢	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生 (〇〇歳)
職 業	無 職
住 居	名古屋市中区〇〇町1丁目〇番地
1 新たな引致場所	
	要知照 〇〇 警察署
2 引致場所の変更を必要とする理由	
3 逮捕状が失効しているときは、その数	なし

(注意) 逮捕状を添付すること。

	決裁前	受付時
1	☐	☐
2	☐	☐

- | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|
| 3 | ☐ | ☐ |
| 4 | ☐ | ☐ |
| 5 | ☐ | ☐ |
| 6 | ☐ | ☐ |
| 7 | ☐ | ☐ |

・7 原本、謄本の逮捕状に代わるものの交付請求の有無 ☐ 逮捕状に代わるものの交付請求あり



8 ☐ ☐

9 ☐ ☐

- 10 ☐ ☐
- 11 ☐ ☐

- | | | |
|----|--------------------------|--------------------------|
| 12 | ☐ | ☐ |
| 13 | ☐ | ☐ |

- 14.
- ☐
- ☐

- 15
- ☐
- ☐

- 16
- ☐
- ☐

- 17
- ☐
- ☐

- 18
- ☐
- ☐

- 19
- ☐
- ☐

- 20
- ☐
- ☐

- 21 □ □

※点検者が押印又は署名をする。

①当直用チェック票(通常逮捕状)

★の項目は別紙参照

(点検者印)

決 決
裁 裁
前 後

7 逮捕状請求書各葉との裁判官契印、訂正印はあるか。★ 7 ☐

8 当直員において、逮捕状に代わるものを交付する場合、□にレを入れたか □ 逮捕状に代わるものの交付あり 8 ☐

(※逮捕状に代わるものを交付した場合、□にレを入れる。)

逮 捕 状 (通常)

被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 ☐ ☐
被 疑 者 の 年 齢 住 居 、 職 業 罪 名 被 疑 事 実 の 要 旨 被 疑 者 を 引 致 す べ き 場 所 請 求 者 の 官 公 職 氏 名	別紙逮捕状請求書のとおり	
有 効 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで 2 期間計算は正しいか。★	2 ☐ ☐
有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。 3 今日の日付は正しいか。 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
4 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋〇〇裁判所</u> 裁 判 官 ○ ○ ○ ○ 		
5 裁判官の記名印は正しいか。 6 裁判官の押印はあるか。		
逮捕者の官公職氏名印		☐ ☐ (点検者印)
逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 年 月 日 午前 午後 時 分 で逮捕	※点検者が 押印又は署名 をする。
引 致 の 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午前 午後 時 分	
記 名 押 印		※交付時6、7 を警察官と 指差し点検
送致する手続をした 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午前 午後 時 分	
記 名 押 印		☐ (点検者印)
送致を受けた年月日時	令 和 年 月 日 午前 午後 時 分	
記 名 押 印		

※ このチェック票(別紙を含む。)は令状請求書謄本とホチキス留めする。

(別紙)

①通常逮捕状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(請求書の点検)	・通常は、逮捕状に請求書原本を引用して合てつするので、請求書の確実な点検は必須である。
	(請求書原本の訂正)	・請求書の記載内容に不備や誤りがある場合は、逮捕状に請求書原本を引用するに当たり、請求者に訂正させ、訂正印を押させて発付する。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則により謄本提出)。
	9 庁名	2を参照
	10 請求者	・「刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員」、「警部」又は「警視」の記載があるか。 ・検察官又は司法警察員(法199Ⅱ)、特別司法警察職員(法190)である。 ・警察官である司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限られている。 ・特別司法警察職員については、司法警察員として職務を行う者であれば制限はない。 ※逮捕状請求権者名簿は、当直室備え付け刑事ファイルに編てつ
	11 罪名	・被疑罪名と被疑事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合、令和3年2月以前は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載を必要としていた(名古屋の取扱い)が、同年3月から記載を不要とした。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 特別法犯の場合は、六法全書等によって、被疑事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	12 13 被疑者	・氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・「不詳(別添(又は別紙)写真の男)」)。 ・住居が不定の場合は「不定」。住居が明らかでない場合は「不詳」 ・年齢、職業が明らかでない場合は「不詳」 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せんで裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんと貼付して裁判官に口頭で報告する。
令状	20 軽微事件	【「決裁前」点検者は以下も点検する】 軽微事件に該当するかを確認する。
	21 被疑事実の要旨	・「被疑事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 被疑事実の要旨」)。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんと貼付して裁判官に口頭で報告する。
	1 被疑者の氏名	・氏名が不詳で写真を利用した場合の記載例・・「不詳(逮捕状請求書別添(又は別紙)写真の男)」 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	2 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) - 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	7 契印 訂正印	・契印 ①請求書原本に請求者の契印がない場合は、逮捕状から請求書最終頁までの裁判官の契印が必要 ②請求書原本に請求者の契印がある場合は、逮捕状と請求書冒頭頁との契印で足りるか、①と同様の契印が必要かは、裁判官の判断による。 ・訂正印 ― 請求書原本の訂正印は、請求者印で訂正してもらう。

1-2 通常逮捕状【個人特定事項の秘匿】

(1) 手続の概要

検察官又は司法警察員は、一定の事件の被害者等（法201条の2第1項各号に掲げる者。以下、これを「秘匿対象者」という。）（後掲「別図①-2当直用チェック票（逮捕状に代わるもの（通常逮捕）」の対象者一覧参照）の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。）について、必要と認めるときは、逮捕状請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるもの²の交付を請求することができる（法201条の2第1項）。

そして、請求を受けた裁判官は、逮捕状を発するとき、これと同時に、請求に係る者が秘匿対象者に該当しないことが明らかなきを除き、逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものを交付することとなる（同条2項）。

事務フローの概要は、別添「逮捕状に代わるものの交付請求事務フロー（法201条の2）」及び後掲「①-2当直用チェック票（逮捕状に代わるものの交付請求書）、別図①-2当直用チェック票（逮捕状に代わるもの（通常逮捕）」参照。

(2) 請求

ア 受領書面（請求に際し提出される書面等）

（ア）逮捕状請求書及び同謄本【規139条】

（イ）逮捕状に代わるものの交付請求書【規142条の2第1項】（以下「代わるものの請求書」という。）

（ウ）疎明資料

a 逮捕の理由・逮捕の必要があることを認めるべき資料

b 検察官等による法201条の2第1項の請求に係る者（以下「秘匿請求の対象者」という。）が、同項1号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は2号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を認めるべき資料【規1

¹ 法201条の2第1項1号イ又はロに該当する被害者（別図①-2の1～24）については、それだけで被害者の個人特定事項を知られないようにするための措置を求めることができる。これ以外の犯罪の被害者であっても、同号ハ(1)又は(2)に該当する場合（別図①-2の25、26）には同措置を求めることができる。さらに、被害者以外の者についても、同項2号イ又はロに該当する場合（別図①-2の27、28）には同措置を求めることができる（別図①-2の補足欄参照）。

² 「逮捕状の抄本」は、「逮捕状に代わるもの」の一類型であり、逮捕状（原本）から秘匿対象となる個人特定事項の記載を除いたものである。逮捕状の抄本以外の「その他の逮捕状に代わるもの」としては、逮捕状（原本）から秘匿対象となる個人特定事項を除いた上で、当該個人特定事項に代わる事項（例えば「A」など）を記載したものが想定される。

概念整理としては上記のとおりであるが、単に逮捕状の原本から一定の記載を削除しただけの逮捕状の抄本を捜査機関に交付することとした場合、表題等は同じであるため、逮捕状の原本との区別がつかないおそれがある。そこで、本資料で想定する事務フローにおいては、書式例のとおり表題等を「逮捕状に代わるもの」とするものを交付することを前提としている。

43条】

イ 代わるものの請求書（アイ）の記載事項【規142条の2第2項各号】

（ア）被疑者の氏名及び住居【1号】

（イ）罪名【2号】

（ウ）法201条の2第1項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨【3号】

（エ）秘匿請求の対象者が法201条の2第1項1号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は2号イ若しくはロのいずれに該当するかの別【4号】

（オ）請求者の官公職氏名、請求者が警察官たる司法警察員であるときは、法199条2項の規定による指定を受けた者である旨【5号】

（カ）逮捕状に代わるものを数通必要とするときは、その旨及び事由【6号】

（キ）引致すべき官公署その他の場所【7号】

ウ 受付・立件等（立件は逮捕状請求のみ）

（ア）逮捕状の請求に関する事務

1-1 通常逮捕状（P15～参照）

（イ）逮捕状に代わるものの請求に関する事務

代わるものの請求書に受付日付印を押す（立件は不要。庁別には○を付す。認印及び時刻の記入は不要）。併せて、令状請求事件簿の備考欄に、代わるものの交付請求があった旨を記載する。後述のとおり、同備考欄には代わるものの交付請求に対する処理結果も記載する。

※記載例「☒請求、交付」「☐請求、却下又は撤回」

エ 受付後の審査の留意点

（ア）逮捕状請求書³と代わるものの請求書の記載事項（上記イ）を照合し、同一の記載事項（上記イ(ウ)及び(エ)を除く。）につき、相違がないかを確認する。

（イ）逮捕状請求書と代わるものの請求書の被疑事実の要旨を照合し、代わるものの請求書の方に個人特定事項が明らかにされていない部分があるかを確認する。

（ウ）上記イ(ウ)「個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨」については、

³ 逮捕状請求書の記載事項（規142条）：①被疑者の氏名・年齢・職業及び住居、②罪名及び被疑事実の要旨、③被疑者の逮捕を必要とする事由、④請求者の官公職氏名、⑤請求者が警察官たる司法警察員であるときは、法199条2項の規定による指定を受けた者である旨、⑥7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由、⑦逮捕状を数通必要とするときは、その旨及び事由、⑧同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実

また、上記イ(エ)「秘匿請求の対象者が法201条の2第1項1号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は2号イ若しくはロのいずれに該当するかの別」については、

(3) 起案（逮捕状に代わるものの草稿の作成）

ア 逮捕状に代わるものの記載要件⁶【規144条の2第1項各号】

逮捕状に代わるものには以下の事項を記載する必要がある。

- (ア) 被疑者の氏名及び住居【1号】
- (イ) 罪名【2号】
- (ウ) 個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨【3号】
- (エ) 当該書面が法201条の2第2項の規定によるものである旨【4号】
- (オ) 引致すべき官公署その他の場所【5号】
- (カ) 請求者の官公職氏名【6号】
- (キ) 逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず逮捕状に代わるものはこれを返還しなければならない旨【7号】
- (ク) 逮捕状発付の年月日【8号】
- (ケ) 逮捕状を発付した裁判官の氏名【9号】

なお、(ア)の被疑者の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項で被疑者を指示することができ、(ア)の被疑者の住居が明らかでないときは、記載することを要しない【規144条の2第2項、規70条の2第2項、3項】。

イ 請求書の引用

逮捕状に代わるものは、代わるものの請求書（原本）及びその記載内容を利用して作成することができる【規145条の2】。

ただし、代わるものの請求書の規142条の2第2項3号、4号所定の記

⁶ 逮捕状の抄本を作成する場合であっても、それは逮捕状に代わるものの一種であるから、規144条の2第1項各号の記載が必要であり、逮捕状にはない逮捕状に代わるものの記載要件を付記した上で、裁判官が記名押印する必要がある。

なお、請求書において逮捕状の抄本の交付を請求している場合も、請求者の合理的意思としては、逮捕状に代わるものの交付でも構わないものと理解できることから、逮捕状に代わるものを交付することで差し支えないものと思われる。

載等の中に、個人特定事項が含まれているような場合には、代わるものの請求書を引用して逮捕状に代わるものを作成することは相当ではないので、その対応につき裁判官と相談する。

上記アの記載要件のうち、(ア)の住居、(イ)、(ウ)、(オ)及び(カ)については、代わるものの請求書のとおりとする旨の記載で足りる(別図①－2 当直用チェック票(逮捕状に代わるもの(通常逮捕))(引用方式)参照)。

(4) 逮捕状に代わるものの交付

ア 逮捕状に代わるものは、逮捕状を発するときに、これと同時に交付する必要がある【法201条の2第2項】。

逮捕状に代わるものを交付する場合には、決裁後、事後点検事務を行う担当者(書記官、事務官又は当直員)は、同時に発付する逮捕状の原本右上部の「☐ 逮捕状に代わるものの交付あり」のチェックボックスにチェックする⁷(①当直用チェック票(通常逮捕状)(メモ的記載あり・引用方式)参照)。

イ 数通交付

逮捕状に代わるものは、請求により、数通交付することができる【規146条】。

ウ 授受

逮捕状に代わるものを交付したことを明らかにするため、逮捕状請求に係る令状請求事件簿の備考欄に、結果(交付・却下の別)を記載する。数通交付の場合、その旨を明らかにする取扱いも考えられる。なお、逮捕状の受領印は要するが、同事件簿の備考欄に、逮捕状に代わるものの受領印は不要である。

※記載例「㊦請求、交付」、「㊦請求、却下」

「㊦請求、2通交付」

※事件簿の備考欄のスペースが限られている一方、後記(6)の返還があった場合その追記をする必要があるため、上詰めで記入する。

(5) 逮捕状に代わるものの交付請求の却下

ア 次の場合には、裁判官の判断により、逮捕状に代わるものの交付請求は却下されることとなる(法201条の2第2項ただし書等参照)。なお、却下に対して、不服申立てはできない。

(却下される例)

(ア) 逮捕状請求が却下される場合

⁷ この記載は事務の便宜を考慮したものであって、令状の効力に影響のないメモ的記載と整理される。

法201条の2第2項により、逮捕状を発付しないときは、被疑者に示すものである逮捕状に代わるものを交付することはできず、逮捕状に代わるものの交付請求については、却下される。

(イ) 被疑事実の要旨を記載したと認められない場合

法201条の2第2項本文において、逮捕状に代わるものには「被疑事実の要旨を記載」する必要があるところ、代わるものの請求書に記載された被疑事実の要旨が他の犯罪事実と識別ができないものであり、請求者がこれの補正に応じない場合には、請求は却下される。

(ウ) 請求に係る者が秘匿対象者に該当しないことが明らかな場合

法201条の2第1項の規定による請求に係る者が同項1号又は2号に掲げる者に該当しないことが明らかなきときは、逮捕状に代わるものの交付請求は却下される【法201条の2第2項ただし書】。

イ 却下の場合の処理

裁判官が逮捕状に代わるものの交付請求を却下するには、代わるものの請求書にその旨記載し、記名押印してこれを交付すれば足りる【規146条の2、140条】。なお、逮捕状又は逮捕状請求書の受領印は要するが、令状請求事件簿の備考欄に、逮捕状に代わるものの交付請求書の受領印は不要である。

※記載例「本件請求を却下する。

令和●年●月●日

△△裁判所

裁判官 ■ ■ ■ ■⑩」

(6) 返還

ア 概要

逮捕状の有効期間経過後は、逮捕状に代わるものについても裁判所に返還しなければならない【規144条の2第1項7号】。

イ 授受

逮捕状に代わるものの返還を受けたときは、逮捕状請求に係る令状請求事件簿の備考欄にその旨記載する。

※記載例 「⑩請求、交付

⑩R5.●.●返還」

ウ 編てつ

返還された令状及び令状に代わるものつづりにつづり込む。

(7) 逮捕状に代わるものの交付請求の撤回

ア 通常逮捕状の請求に関し、却下すべき場合に請求の撤回を認めることの可否については、消極説も有力であるが、実務では、裁判官の判断により、積極説に立った運用もかなりみられる。請求者から、逮捕状に代わるものの交付請求を撤回したいとの申出があったときは、通常逮捕状請求の撤回と同様、必ず裁判官の指示を受けることになる。

(撤回される例)

(ア) 通常逮捕状請求が撤回される場合

(イ) 前記(5)ア(イ)、(ウ)の場合

イ 撤回の場合の処理

請求者が逮捕状に代わるものの交付請求書を撤回するには、請求者に対し、代わるものの請求書の上部余白に「撤回」と記載させ、これを交付すれば足りる。逮捕状請求に係る令状請求事件簿の備考欄にその旨記載する。なお、逮捕状又は逮捕状請求書の受領印は要するが、同事件簿の備考欄に、逮捕状に代わるものの交付請求書の受領印は不要である。

※記載例 「㊦請求、撤回」

別添 逮捕状に代わるものの交付請求事務フロー（法201条の2）

請求

□請求時受領書面

- ・逮捕状に代わるものの交付請求書（謄本は不要）
- ・疎明資料（規143条第2項）

秘匿請求の対象者が法201条の2第1項各号に掲げる者に該当することを認めるべき資料

□受付印の押印（立件不要、庁別には○を付すが、時刻及び認印は不要）

□逮捕状請求に係る事件簿の備考欄に逮捕状に代わるものの請求があった旨を記載する。

記載例：「**代** 請求」

受付
・
点検

●逮捕状に代わるものの交付請求書の記載事項（規142条の2第2項各号）

・次の1、2、5、6、7につき、逮捕状と一致しているか。

- 1. 被疑者の氏名及び住居
- 2. 罪名
- 3. 個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

□4. 法201条の2第1項の規定による請求に係る者が同項第1号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第2号イ若しくはロのいずれに該当するか

□5. 請求者の官公職氏名、請求者が警察官たる司法警察員であるときは法199条第2項の規定による指定を受けた者である旨

□6. 逮捕状に代わるものを数通必要とするときは、その旨及び事由

□7. 引致すべき官公署その他の場所

起案
・
判断

（交付する場合）

●逮捕状に代わるものの記載事項（規144条の2第1項各号）

□表題は、「逮捕状に代わるもの（通常逮捕）」になっているか。

□被疑者の氏名

□個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

□逮捕状の有効期間

□法201条の2第2項の規定によるものである旨の記載

□年月日（逮捕状発付と同日か）

□庁名及び裁判官の記名押印（逮捕状を発付した裁判官と同じか）

□契印

□逮捕状の「□逮捕状に代わるものの交付あり」の□にチェックしたか。

（却下する場合）

□逮捕状に代わるものの交付請求書の余白にその旨記載

記載例： 本件請求を却下する。

令和○年○月○日

名古屋○○裁判所

裁判官 ○ ○ ○ ○ 印

□裁判官記名押印

□交付請求書の返還

交付

□逮捕状と同時に交付

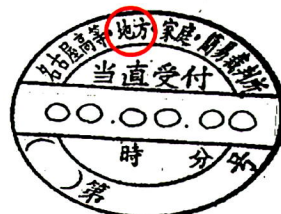
□結果を逮捕状請求に係る事件簿の備考欄に記載

記載例：「**代** 請求、（2通）交付」「**代** 請求、却下又は撤回」

①-2当直用チェック票(逮捕状に代わるものの交付請求書) 令和 年(令)第 号

原本の

- 1 受付日付(立件不要)
- 2 庁別の選択(当直裁判官の所属/地方又は簡易)



受付時 1 ☐
2 ☐

逮捕状に代わるものの交付請求書 3 請求書の種類

4 作成年月日は正しいか(逮捕状請求書の記載と同一か)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか(逮捕状請求書の記載と同一か)

名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
刑事訴訟法第199条2項による指定を受けた司法警察員

〇 〇 〇 〇 〇 〇

6 請求者の記名、押印はあるか(逮捕状請求書の記載と同一か)

下記被疑者に対し、〇〇〇〇被疑事件につき、刑事訴訟法第201条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者の個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求する。

7 罪名は逮捕状請求書の記載と同一か

記

1 被疑者

氏 名 〇 〇 〇 〇
住 居 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇

8 逮捕状請求書の記載と同一か

2 引致すべき官公署又はその他の場所

愛知県〇〇警察署又は逮捕地を管轄する警察署

9 逮捕状請求書の記載と同一か

3 逮捕状に代わるものを数通必要とするときは、その数及び事由

10 斜線を引き押印又は「なし」の記載はあるか

【数通の場合】逮捕状請求書の記載と同一か (※令状草稿作成時、通数注意)

4 刑事訴訟法第201条の2第1項の規定による請求に係る者がそれぞれ同項第1号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第2号イ若しくはロのいずれに該当するか

☐ 同項第1号イ ☐ 同項第1号ロ ☐ 同項第1号ハ(1) ☐ 同項第1号ハ(2)
☐ 同項第2号イ ☐ 同項第2号ロ

11 レの記載は入っているか

12 レの記載が入った根拠条文(別図参照)は統括報告書の記載と同一か

5 刑事訴訟法第201条の2第1項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

13 次の事項をチェック(記録と照合不要)

☐ 「別紙のとおり」の記載はあるか ☐ 別紙の表題に「被疑事実の要旨」の記載はあるか
☐ 秘匿すべき個人特定事項を除くその他の記載は逮捕状請求書の被疑事実の要旨と同一か

14 次の事項をチェック(統括報告書と照合)

☐ 個人特定事項(被害者、その他の者の氏名等)が秘匿(例えば、仮名処理で「A」など)されているか

15 交付請求書(別紙を含む)の訂正印(請求者印)はあるか (※裁判官印による訂正は不可)

※このチェック票は逮捕状請求書謄本とステープラ留めする

(逮捕状に代わるものの交付請求書)



(点検者印)

※点検者の押印又は署名

①ー2当直用チェック票(逮捕状に代わるもの(通常逮捕))

決
裁
前
決
裁
後

9 令状1頁目から逮捕状に代わるものの交付請求書各葉まで裁判官の契印はあるか

9 ☐

逮捕状に代わるもの (通常逮捕) 1 令状の種類は請求書の記載と同一か

1 ☐

2 請求書の記載と同一か

2 ☐

被 疑 者 の 氏 名



※氏名不詳の記載例「不詳(逮捕状に代わるものの交付請求書別添(又は別紙)写真の男)」

被 疑 者 の 住 居
罪 名

別紙逮捕状に代わるものの交付請求書のとおり

刑事訴訟法201条の2第1項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨被疑者を引致すべき場所請求者の官公職氏名

3 逮捕状に代わるものの交付請求書(被疑事実の要旨中、個人特定事項が秘匿されたもの)が引用されているか
(逮捕状請求書が間違っって引用されていないか、綴り間違いに注意)

3 ☐

逮 捕 状 の 有 効 期 間

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 4 逮捕状の有効期間と同一か
(宿直では日またぎに注意)

4 ☐

逮 捕 状 発 付 の 年 月 日 及 び
これを発付した裁判官の氏名

欄外記載の年月日及び裁判官の氏名に同じ

逮捕状の有効期間経過後は、逮捕に着手することができない。この場合には、この書面を当裁判所に返還しなければならない。

逮捕状の有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこの書面を当裁判所に返還しなければならない。

この書面は、刑事訴訟法201条の2第2項の規定によるものである。

5 逮捕状の発付年月日と同一か (宿直では請求日から日をまたぐ発付に注意)

5 ☐

令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 逮捕状の庁名と同一か

6 ☐

(庁名)

名古屋〇〇裁判所

裁 判 官



7 逮捕状の裁判官の記名印と同一か

7 ☐

8 裁判官の押印、訂正印はあるか

8 ☐



(点検者印)

※点検者の押印又は署名

※交付時1~9 請求者と指差し点検

10 事件簿の備考欄に「代 請求、交付(却下)」などと記載したか

10 ☐

(点検者印)

※このチェック票は逮捕状請求書謄本とステープラ留めする

30

※点検者の押印又は署名

別図 ①－2 当直用チェック票(逮捕状に代わるもの(通常逮捕))

対象者一覧 (1～26の事件の被害者並びに27及び28の者)	根拠条文(逮捕状に代わるものの請求書に記載すべき別) ※根拠条文裏面参照	根拠条文(起訴状に記載すべき別)
1 不同意わいせつ(刑法176条) 2 不同意性交等(刑法177条) 3 監護者わいせつ及び監護者性交等(刑法179条) 4 不同意わいせつ等致死傷(刑法181条) 5 16歳未満の者に対する面会要求等(刑法182条) 6 わいせつ又は結婚目的の略取及び誘拐(刑法225条) 7 わいせつ又は結婚目的の人身買受け(刑法226条の2第3項) 8 被略取者引渡し等(刑法227条第1項) →6又は7の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。 9 わいせつ目的の被略取者引渡し等(刑法227条3項) 10 強盗・不同意性交等(刑法241条1項) 11 強盗・不同意性交等致死(刑法241条3項) 12 1から11の未遂	法201条の2 第1項1号イ	法271条の2 第1項1号イ
13 児童福祉法違反(同法60条1項、34条1項6号・児童淫行) 14 同法違反(同法60条2項、34条1項9号・支配下に置く行為) 15 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反(同法4条・児童買春) 16 同法律違反(同法5条・児童買春周旋) 17 同法律違反(同法6条・児童買春勧誘) 18 同法律違反(同法7条・児童ポルノ所持、提供等) 19 同法律違反(同法8条・児童買春等目的の人身売買等) 20 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反(同法2条・性的姿態等撮影) 21 同法律違反(同法3条・性的映像記録提供等) 22 同法律違反(同法4条・性的映像記録保管) 23 同法律違反(同法5条・性的姿態等映像送信) 24 同法律違反(同法6条・性的姿態等映像記録)	法201条の2 第1項1号ロ	法271条の2 第1項1号ロ
25 (1～24までのほか)被害者の個人特定事項が被疑者・被告人に知られることにより、被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認められる事件	法201条の2 第1項1号ハ(1)	法271条の2 第1項1号ハ(1)
26 (1～25までのほか)被害者の個人特定事項が被疑者・被告人に知られることにより、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件	法201条の2 第1項1号ハ(2)	法271条の2 第1項1号ハ(2)
27 (1～26までの事件の被害者のほか)その者の個人特定事項が被疑者・被告人に知られることにより、その者の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認められる者	法201条の2 第1項2号イ	法271条の2 第1項2号イ
28 (1～26までの事件の被害者及び27に掲げる者のほか)その者の個人特定事項が被疑者・被告人に知られることにより、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる者	法201条の2 第1項2号ロ	法271条の2 第1項2号ロ

【補足】

1～24までの事件の被害者に該当すれば、それだけで被害者の個人特定事項を知られないようにするための措置を求めることができ、これ以外の犯罪であっても同措置を求めることができる場合がある(25、26)。被害者以外の者の個人特定事項を知られないようにするための措置を求めるためには、27、28の要件を満たす必要がある。

刑事訴訟法

改正内容：令和5年5月17日号外法律第28号[令和6年2月15日]

〔逮捕手続における個人特定事項の秘匿措置〕

第二百一条の二 検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第百九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求することができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件

ハ イ及びロに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被疑者に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる事件

（１） 被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

（２） （１）に掲げるもののほか、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

二 前号に掲げる者のほか、個人特定事項が被疑者に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる者

イ その者の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

ロ イに掲げるもののほか、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

2 緊急逮捕状 【要急処理事案】

(1) 概説

後掲「②当直用チェック票（緊急逮捕状請求書）」参照

緊急逮捕の場合には、統括捜査報告書は作成されていないので、同報告書に代わる資料として、「緊急逮捕手続書」を一読した上で、同書面と照らして点検を行い、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

なお、緊急逮捕状については、個人特定事項の秘匿措置の対象外である。

(2) 緊急逮捕の要件

ア 緊急逮捕の対象となる事件は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪である（法210I）。

緊急逮捕の要件を満たさない被疑事実が、要件を満たす他の被疑事実とともに請求書に記載されている場合は、緊急逮捕状の罪名、罰条、被疑事実の要旨等の記載について修正させる必要性が生じることに注意する。例えば、過失運転致死傷（第1の事実）並びに救護義務違反及び報告義務違反（第2の事実）の事実で緊急逮捕し、当該事実で緊急逮捕状の請求があった場合、報告義務違反の罪については、法定刑が3月以下の懲役又は5万円以下の罰金であることから、緊急逮捕の要件を欠くことになる。

よって、この場合は、請求者等に対して不適法部分を除いたものに訂正を求めるか、緊急逮捕状の定型用紙に不適法部分を除く旨を記載する方法が考えられるが、具体的な処理については裁判官と協議する。

イ 緊急逮捕の要件は、緊急逮捕時において存在しなければならない。したがって、緊急逮捕の要件の疎明資料としては、逮捕者が逮捕時において認識し得た具体的な事情に基づくことを必要とし、逮捕後に生じた事由は資料とはならない。

(3) 緊急逮捕状の請求

緊急逮捕をした場合、後に人違い等を発見した等の事由があっても、必ず緊急逮捕状の請求をしなければならない。

よって、緊急逮捕状においては撤回という概念はなく、却下する場合においても、緊急逮捕そのものが違法である場合や、緊急逮捕は適法になされたが逮捕の理由がない場合など、理由が様々であることから、却下において理由を明記すべきであるという考え方もあるので、裁判官の指示を受ける。

(4) 請求者

他の令状と異なり、司法警察職員であれば制限はない。

(5) 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由（請求書6項）

前記第3の1(4)（通常逮捕状・被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由・15頁）参照

(6) 被疑者に対し、現に捜査中である犯罪事実等について、前に逮捕状の請求があった場合（請求書8項）

前記第3の1(5)（通常逮捕状・被疑者に対し、現に捜査中である犯罪事実等について、前に逮捕状の請求があった場合・15頁）参照

(7) 逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正

前記第3の1(7)（通常逮捕状・逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正・17頁）参照

(8) 緊急逮捕後に罪名や被疑事実が変わった場合

緊急逮捕状は、逮捕後の身柄拘束を根拠付けるという性質のほかに、令状なしに行われた逮捕行為を追認するという性質を有するから、逮捕後に事実関係が変動した場合でも、逮捕時の罪名及び被疑事実を記載する。例えば、被疑者を傷害罪で緊急逮捕したが、その後の逮捕状請求時においては被害者が死亡していたとしても、罪名を傷害致死罪とすべきではない。

なお、緊急逮捕の被疑事実について、裁判官と請求者の同一事実に対する法律判断に相違があるにすぎない場合は、裁判官が認めた罪名と、その構成要件に沿った被疑事実を記載して令状を発付することは差し支えない。例えば、被疑者が強盗罪の被疑事実で緊急逮捕された事件について、被疑者の暴行又は脅迫が被害者の犯行を抑圧する程度に達していないものとして、その罪を恐喝罪と認めて緊急逮捕状を発付することなどが考えられる。

(9) 引致前に緊急逮捕状が請求された場合

緊急逮捕状は引致後に請求されることが通常であるが、引致前に請求されることもある。この場合は、「逮捕状（緊急）」の「被疑者の年齢、住居、職業、逮捕したことを認めた罪名、被疑事実の要旨、請求者の官公職氏名、逮捕者の官公職氏名、逮捕の年月日時及び場所」欄に「引致すべき場所」を加え、さらに、定型文言として記載されている「引致の年月日時及び場所」欄の「及び場所」及び同右欄の「に引致」を削除（訂正印は裁判官が押印）する。¹⁹

¹⁹ 当直においては、引致の場所の記載漏れを防止するために「に引致」とあらかじめ印刷された書式を使用している。

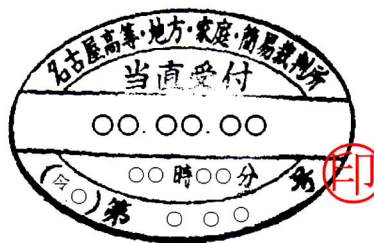
②当直用チェック票(緊急逮捕状請求書) ★の項目は別紙参照

受 決
付 裁
時 前
1 ☐ ☐
2 ☐ ☐

- 1 受付日付は正しいか。
2 庁別は選択したか。★

原本、謄本に

- ・3 時刻は記入したか。★
・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
・5 担当者は押印したか。
・6 原本、謄本は照合したか。★



3 ☐ ☐
4 ☐ ☐
5 ☐ ☐
6 ☐ ☐

逮 捕 状 請 求 書 (乙)

7 作成日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

7 ☐ ☐
8 ☐ ☐

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 〇

9 請求者の記名、押印があるか。★



9 ☐ ☐
10 ☐ ☐

下記被疑者に対し、〇〇〇〇被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

10 罪名は被疑事実と相違はないか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。★
記

1 被疑者

氏 名 〇 〇 〇 〇
年 齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
職 業 〇〇〇
住 居 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇

11 身柄関係書類等のどれか一つと
確認したか。★
12 年齢計算に誤りはないか。★

11 ☐ ☐
12 ☐ ☐

2 逮捕の年月日時及び場所

13 記載は必須
逮捕の場所の記載もあるか。★

13 ☐ ☐

3 引致の年月日時及び場所

14 引致の場所の記載もあるか。★

14 ☐ ☐

4 逮捕者の官公職氏名

愛知県〇〇警察署 〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇



15 逮捕者の押印はあるか。

15 ☐ ☐

5 引致すべき官公署又はその他の場所

16 引致後の請求のときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

16 ☐ ☐

6 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

17 ☐ ☐

7 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかつた理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由

18 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

18 ☐ ☐

8 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

19 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

19 ☐ ☐

9 被疑事実の要旨

20 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

20 ☐ ☐

(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

※ このチェック票(別紙を含む。)は令状請求書謄本とホチキス留めする。

(緊急逮捕状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。

☐ ☐
(点検者印)

②当直用チェック票(緊急逮捕状)

★の項目は別紙参照

決
裁
前
決
裁
後
□

9 逮捕状請求書各葉との裁判官契印、訂正印はあるか。 8

逮 捕 状 (緊急)

1 表記文字は正しいか。★

1 □ □

被 疑 者 の 氏 名

○ ○ ○ ○

被 疑 者 の 年 齢
住 居 、 職 業
逮捕したことを認めた罪名
被 疑 事 実 の 要 旨
請求者の官公職氏名
逮捕者の官公職氏名
逮捕の年月日時及び場所

別紙逮捕状請求書のとおり

上記の被疑事実により、被疑者を逮捕したことを認める。

2 今日の日付は正しいか。

2 □ □

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。

3 □ □

(庁名) 名古屋〇〇裁判所

裁 判 官

○ ○ ○ ○ 

4 裁判官の記名印は正しいか。

4 □ □

7 裁判官の押印はあるか。

7 □

引 致 の 年 月 日 時
及 び 場 所

5 請求書からの転記は正しいか。(逮捕日時を記載しないこと。)

5 □ □

令和〇〇年〇〇月〇〇日 午〇 〇〇時〇〇分

6 請求書からの転記は正しいか。(逮捕場所を記載しないこと。)

6 □ □

愛知県〇〇警察署

に引致

送 致 す る 手 続 を し た 時
年 月 日 時

令 和 年 月 日 午前 午後 時 分

 
(点検者印)

記 名 押 印

※点検者が
押印又は署名
をする。

送 致 を 受 け た 年 月 日 時

令 和 年 月 日 午前 午後 時 分

※交付時7、8
を警察官と
指差し点検

記 名 押 印


(点検者印)

注 引致前に逮捕状が請求された場合には、①「引致すべき場所」欄を設けてこれを記載し、

②「引致の年月日時及び場所」欄を「引致の年月日時」と訂正し、③同欄の「に引致」を削除する。★

※ このチェック票(別紙を含む。)は令状請求書謄本とホチキス留めする。

(別紙)

②緊急逮捕状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(請求書の点検)	・通常は、逮捕状に請求書原本を引用して合てつするので、請求書の確実な点検は必須である。
	(請求書原本の訂正)	・請求書の記載内容に不備や誤りがある場合は、逮捕状に請求書原本を引用するに当たり、請求者に訂正させ、訂正印を押させて発付する。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	3 受付時刻	・緊急逮捕状の請求では、受付時刻が重要な意味を持つので、必ず受付に際し、正確な受付時刻を受付日付印の所定の箇所に記入する。
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則により謄本提出)。
	8 庁名	2を参照
	9 請求者	・検察官、検察事務官又は司法警察職員(法210 I)、特別司法警察職員(法190)である。 ・司法警察職員は、公安委員会の指定を受けない警察官である司法警察員又は司法巡査も含まれる。 ・請求者は必ずしも逮捕者に限られない。
	10 罪名	・被疑罪名と被疑事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合、令和3年2月以前は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載を必要としていた(名古屋の取扱い)が、同年3月から記載を不要とした。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、被疑事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。 ※ 死刑、無期、長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪であることを要するので調査する。
	11 12 被疑者	・氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・「不詳(別添(又は別紙)写真の男)」)。 ・住所が不定の場合は「不定」。住所が明らかでない場合は「不詳」。 ・年齢、職業が明らかでない場合は「不詳」 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せんで裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんと貼付して裁判官に口頭で報告する。
令状	13 逮捕場所	・「場所」の記載が漏れていることがあるので、注意を要する。
	14 引致日時 引致場所	・引致日時の「午前」「午後」が間違っていることがあるので、請求書における時系列が、①逮捕→②引致→③逮捕状請求の順になっていることを確認する。 ・引致場所の記載が漏れていることがあるので、注意を要する。 ・引致前に緊急逮捕状が請求された場合には、「引致の年月日及び場所」欄の記載はなく、「引致すべき官公署又はその他の場所」欄に被疑者を引致すべき場所が記載されることになる。
	20 被疑事実の要旨	・「被疑事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 被疑事実の要旨」)。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんと貼付して裁判官に口頭で報告する。
	※	引致前に逮捕状が請求された場合の令状の記載は、「令状事務処理の手引」緊急逮捕状の項目の記載例を参照
	1 被疑者の氏名	・氏名が不詳で写真を利用した場合の記載例・・「不詳(逮捕状請求書別添(又は別紙)写真の男)」 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	9 契印 訂正印	・契印 ①請求書原本に請求者の契印がない場合は、逮捕状から請求書最終頁までの裁判官の契印が必要 ②請求書原本に請求者の契印がある場合は、逮捕状と請求書冒頭頁との契印で足りるか、①と同様の契印が必要かは、裁判官の判断による。 ・訂正印 — 請求書原本の訂正印は、請求者印で訂正してもらう。

3 搜索差押許可状（いわゆる「ガサ状」）

(1) 概説

後掲「③当直用チェック票（搜索差押許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 搜索すべき場所、身体、物

搜索すべき場所等につき別紙を引用する場合において、表題として「搜索すべき場所」、「搜索すべき物」などと記載するが、請求者の勘違い等による誤記が散見されるので注意する。

主なものの記載例としては以下のとおり（名古屋簡裁における従前からの取扱いにより慣行となっている記載例も含む。）。

ア 搜索すべき場所

搜索すべき場所については、これを特定することが要求される。通常は行政区画上の地番で特定するが、合理的に解釈してその場所を特定できる程度の記載であればよい。また、場所に対する管理権が単一であることも要求されるので、同一の場所であっても管理権者が複数存在する場合は、個別の令状を発付すべきとするのが通説である。

(ア) 住居（同一敷地内にある付属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。）

搜索すべき場所

名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地

〇〇〇〇方居宅及び付属施設

(イ) 上記(ア)につき、被疑者の使用部分等に限定する場合（事件と関係のない同居者（家族等）のプライバシーを侵すことのないよう配慮する場合）

搜索すべき場所

名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地

〇〇〇〇方居宅及び付属施設のうち

被疑者〇〇〇〇の使用部分及び共用部分

イ 搜索すべき身体

人の身体を搜索場所として物を搜索することであり、被服のポケット内を調べる、被服の一部を脱がせて脇や股間を調べる、頭髮、口腔、耳腔、鼻腔内等を外部から調べること等である。

なお、全裸又はそれに近い状態にして体表や体腔の内部を調べるには、身体検査令状（後述第3の7参照）を併用するのが相当と解されている。

ウ 搜索すべき物

自動車に対する搜索差押については、後述第3の4(2)(33頁)も参照のこと(搜索差押許可状に加えて搜索許可状が必要となる場合もある。)

(ア) 被疑者の着衣、携行品

搜索すべき物(ただし、「搜索すべき身体」として発付した例あり)

被疑者の着衣及び携行品

(イ) 自動車(登録制度のある普通乗用自動車等の場合)

搜索すべき物

普通乗用自動車

登録番号 名古屋〇〇〇ほ〇〇〇〇

(ウ) 自動車(登録制度のない軽四乗用自動車等の場合)

搜索すべき物

軽四乗用自動車

車両番号 名古屋〇〇〇な〇〇〇〇

(3) 差し押さえるべき物の特定

可能な限り具体的に特定されることが望ましいが、捜査の進捗状況や犯罪類型によっては、ある程度抽象的な記載も許容される。

被疑者が複数存在する事案につき、差し押さえるべき物の記載として、特定の被疑者のみに限定した記載をすべき場合もある(他の被疑者にとっては全く無関係なものが含まれている場合もある)ので、特定が適切になされているかを意識しながら審査にあたる。

(4) リモートアクセスによる複写の処分(法218Ⅱの規定による差押え、請求書5項)がある場合

後記第3の10(搜索差押許可状(リモートアクセスによる複写の処分がある場合)・69頁)参照

(5) 第三者に対する搜索

被疑者以外の第三者に対する搜索は、必要性の要件に加えて、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況(蓋然性)がある場合に限り搜索をすることができる(法222Ⅰ、102Ⅱ)。

(6) 強制採尿の場合

後記第3の12(1)(77頁)参照

(7) 夜間執行

私生活の平穏を保護するため、日出前、日没後に令状を執行する場合は、これを許可する旨の記載がなければ、人の住居等に入ることができない。ただし、例外もある(以上、法222Ⅲ、同条Ⅳ、116、117参照)。

ア 自動車に対する搜索等の場合

一般的に考えれば私生活の平穏を害するおそれはないので、夜間執行の

許可は不要である。

ただし、キャンピングカーのように設備等から居住用を兼ねて使用されている自動車については、夜間執行の許可が必要となることも考えられる。

イ 人の着衣等に対する搜索等の場合

前記アと同様に私生活の平穏を害するおそれはないので、夜間執行の許可の対象とはならない。

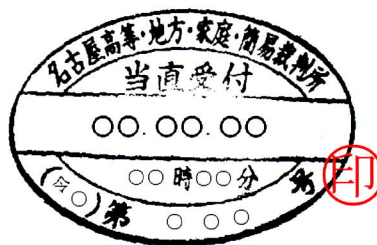
ウ 行政手続に基づく令状請求にかかる夜間執行

刑事訴訟法ではなく、関連する各法律を根拠とする(国税通則法 148、関税法 137、出入国管理及び難民認定法 35、児童虐待の防止等に関する法律 9 の 4 等)。

令和 年(令)第 号

決裁前	☐	☐
受付時	☐	☐

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★
- 3 時刻は記入したか。
- 4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- 5 担当者は押印したか。



3	☐	☐
4	☐	☐
5	☐	☐

6 請求日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 ☐ ☐

- 7 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

7

愛知県〇〇警察署

司法警察員 ○○ ○ ○ ○ ○

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、捜索差押許可状の発付を請求する。

- 8 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。★

8 ☐ ☐

- 1 被疑者の氏名

○ ○ ○ ○

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）

- 9 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★
- 10 年齢計算に誤りはないか。★

9 ☐ ☐

10 ☐ ☐

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

- ## 2 差し押さえるべき物

- 11 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

11 □ □

- 3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

- 12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12 ☐ ☐

- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

- 13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

13 ☐ ☐

- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

- 14 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

14 □ □

- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

- 15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

15 □ □

- ## 7 犯罪事実の要旨

- 16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

16 □ □

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

(搜索差押許可状請求書)

(点検者印)

③当直用チェック票(捜索差押許可状)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決 裁
前 後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 13

□

捜 索 差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名

1 表記文字は正しいか。★

○ ○ ○ ○

1 □ □

被疑者に対する

○ ○ ○ ○

2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。

2 □ □

について、下記のとおり捜索及び差押えすることを許可する。

被疑事件

差し押さえるべき物

3 記載は必須(引用された別紙はあるか。)
(引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)

3 □ □

捜 索 す べ き 場 所 、
身 体 又 は 物

4 記載は必須(引用された別紙はあるか。)。★
(引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)
(強制採尿の捜索差押許可状は別様式で作成することに注意)

4 □ □

有 効 期 間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで 5 期間計算は正しいか。★

5 □ □

有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この
場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを
当裁判所に返還しなければならない。

6 今日の日付は正しいか。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 □ □

7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。

(庁名) 名古屋〇〇裁判所

7 □ □

裁 判 官

○ ○ ○ ○ (印)

8 裁判官の記名印は正しいか。

10 裁判官の押印はあるか。

8 □ □

10 □

請求者の官公職氏名

愛知県〇〇警察署

9 請求書からの転記は正しいか。★

司法警察員 ○ ○ ○ ○

9 □ □

この令状は夜間でも執行することができる。

(印)

11 夜間執行の請求はあるか。

12 裁判官の押印はあるか。

11 □ □

12 □

※点検者が押印又は署名をする。

□ □
(点検者印)

15 複数請求があり、コピーした場合＝項目3、4、10につき、全件チェック済

□ □

※交付時10、11、13、14を警察官と指差し点検

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

□ □
(点検者印)

(別紙)

③ 搜索差押許可状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	※	強制採尿の搜索差押許可請求書の記載は、「令状事務処理の手引」の特殊な事例に関する令状の強制採尿の項目にある記載例を参照(令状の様式は通常様式ではなく別様式となることに注意する。)
	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の搜索場所を求めてきた場合、搜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	7 庁名	2を参照
	8 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合、令和3年2月以前は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載を必要としていた(名古屋の取扱い)が、同年3月から記載を不要とした。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯は、六法全書等で、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	9 10 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
令状	16 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
	※	強制採尿の搜索差押許可状の記載は、「令状事務処理の手引」の特殊な事例に関する令状の強制採尿の項目にある記載例を参照
	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の搜索場所を求めてきた場合、搜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	4 搜索すべき場所、身体又は物	・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例 ・「被疑者の着衣及び携行品」 ・住居とその同一敷地内にある附属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。「愛知県○○市○○町○丁目○○番地○ ○○○方居宅及びその附属建物」 ・アパート、下宿等のように、各室によって居住権者が異なる場合には、各室ごとに別個の場所となるので、これを明確に特定する必要がある。 ・自動車内に存在する物を差し押さえる場合、自動車の内部には一定の空間があり、私人が合法的、排他的に占有できる意味で1個の独立した管理権があるとされるので、自動車に対する搜索差押許可状が必要であり、公道上に駐車又は公道上进行している場合は、自動車そのものを搜索場所と考え、これを特定(車両番号、車名、形式、所有者等)すれば足りる。「普通乗用自動車 名古屋○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車の所有者とその駐車場所の管理者が同一人であれば、その駐車場と自動車を特定して、搜索差押許可状1通で執行できる。「○○県○○市○○町○○番地○○○○方敷地内に存在する同人所有の○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車の所有者とその駐車場の管理者が異なる場合には、駐車場に対する搜索許可状と、自動車に対する搜索差押許可状の2通で執行するのが相当と考えられている。
	5 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) - 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
請求者の官公職氏名	9	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

4 搜索許可状

(1) 概説

後掲「④当直用チェック票（搜索許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 搜索許可状と搜索差押許可状の双方が必要となる場合

自動車内の物を差し押さえるための搜索差押許可状について、その自動車が、自動車の所有者等とは異なる管理権者の土地等に駐車されており、かつ、その土地等の管理権者から搜索するために立ち入る旨の承諾が得られないような場合には、その土地（場所）に立ち入ることを許可する趣旨の搜索許可状が別途必要となる。自動車の所有者等とその所在場所の管理権者が同一であれば搜索差押許可状のみの発付で足りる。

(3) 夜間執行

前記第3の3(7)（39頁）参照

令和 年(令)第 号

3	☐	☐
4	☐	☐
5	☐	☐

- 名古屋高事・地方・家庭・簡易裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
時〇分
第 〇 〇 〇 号

6 請求日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 ☐ ☐

7 ☐ ☐

- 愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 〇

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、捜索許可状の発付を請求する。

- 8 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。★

- 1 被疑者の氏名
○ ○ ○ ○
昭和○○年○○月○○日生（○○歳）
- 9 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★
10 年齢計算に誤りはないか。★
（氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例）

9 ☐ ☐

10 ☐ ☐

- 2 差し押さえるべき物
なし

11 ☐ ☐

- 3 検索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
11 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

- 12 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

12 ☐ ☐

- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複製すべきものの範囲

- 13 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

13 □ □

- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

- 14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

14 ☐ ☐

- ## 7 犯罪事実の要旨

- 15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

15 □ □

(搜索許可狀請求書)

(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

13 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 12 ☐

捜 索 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 ☐ ☐
被疑者に対する	○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。 被疑事件 について、下記のとおり捜索することを許可する。	2 ☐ ☐
捜 索 す べ き 場 所、 身 体 又 は 物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。)。★ (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)	3 ☐ ☐
有 効 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで 4 期間計算は正しいか。★	4 ☐ ☐
有効期間経過後は、この令状により捜索に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
5 今日の日付は正しいか。 令和〇〇年〇〇月〇〇日		5 ☐ ☐
6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋〇〇裁判所</u>		6 ☐ ☐
裁 判 官	○ ○ ○ ○ 	7 ☐ ☐
7 裁判官の記名印は正しいか。 9 裁判官の押印はあるか。		9 ☐ ☐
請求者の官公職氏名	愛知県〇〇警察署 8 請求書からの転記は正しいか。★ 司法警察員 ○ ○ ○ ○	8 ☐ ☐

この令状は夜間でも執行することができる。

10 夜間執行の請求はあるか。

10 ☐ ☐

11 裁判官の押印はあるか。

11 ☐ ☐

※点検者が押印又は署名をする。

☐ ☐
(点検者印)

※交付時9、11、12を警察官と指差し点検

☐
(点検者印)

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

46

(別紙)

④ 捜索許可状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	7 庁名	2を参照
	8 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合、令和3年2月以前は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載を必要としていた(名古屋の取扱い)が、同年3月から記載を不要とした。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	9 10 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
令状	15 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せんで裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。
	3 捜索すべき場所、身体又は物	・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例 ・「被疑者の着衣及び携行品」 ・住居とその同一敷地内にある附属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。「愛知県○○市○○町○丁目○○番地○○○○方居宅及びその附属建物」 ・アパート、下宿等のように、各室によって居住権者が異なる場合には、各室ごとに別個の場所となるので、これを明確に特定する必要がある。 ・自動車内に存在する物を差し押える場合、自動車の内部には一定の空間があり、私人が合法的、排他的に占有できる意味で1個の独立した管理権があるとされるので、自動車に対する捜索差押許可状が必要であり、公道上に駐車又は公道上を走行している場合は、自動車そのものを捜索場所と考え、これを特定(車両番号、車名、形式、所有者等)すれば足りる。「普通乗用自動車 名古屋○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場所管理者が同じであれば、駐車場と自動車を特定して、捜索差押許可状1通で執行できる。「○県～○番地○○方敷地内に存在する同人所有の名古屋○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場管理者が異なる場合は、駐車場に対する捜索許可状と、自動車に対する捜索差押許可状の2通で執行するのが相当と考えられている。
	4 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	8 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

5 差押許可状

(1) 概説

後掲「⑤当直用チェック票（差押許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 差し押さえるべき物

主なものとしては、携帯電話の通話履歴、携帯電話の位置情報、Eメール等の送受信履歴、法人が保管している顧客等の契約者情報、官公署が保管している書類、郵便物などである。

差押許可状を請求するにあたっては、請求者等が先方と事前調整をしたうえで、その結果を記載した電話通信書等が捜査資料として添付されるのが通例である。

主なものの記載例としては以下のとおり。

ア 携帯電話の通話履歴（携帯電話会社ごとに要求する特定方法は異なる。）

(ア)

に保管する

①携帯電話番号＝090-0000-0000 から架電した
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの通話
明細

②携帯電話番号＝090-0000-0000 から架電した
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの通話
明細

を記録した電磁的記録媒体

(イ)

において保管している、下記携帯電話番号についての下記期間中の通話
状況に係る料金明細内訳が記録された電磁的記録媒体

1 携帯電話番号

2 期間

イ 携帯電話の位置情報（携帯電話会社ごとに要求する特定方法は異なる。）

に保管する携帯電話番号 090-0000-0000 が令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日の間に発信に用いた携帯電話基地局に関する位置情報リストを記録した電磁的記録媒体

(3) 夜間執行

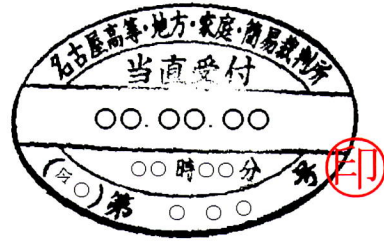
前記第3の3(7) (39頁) 参照

⑤当直用チェック票(差押許可状請求書) ★の項目は別紙参照
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

令和 年(令)第 号

受 決
付 裁
時 前
1 ☐ ☐
2 ☐ ☐
3 ☐ ☐
4 ☐ ☐
5 ☐ ☐

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★
- 3 時刻は記入したか。
- 4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- 5 担当者は押印したか。



差 押 許 可 状 請 求 書

6 請求日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 ☐ ☐
7 ☐ ☐

7 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇



下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、押許可状の発付を請求する。

8 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。★
記

8 ☐ ☐

1 被疑者の氏名

〇 〇 〇 〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

9 身柄関係書類等があればどれか一つと
確認する。★

9 ☐ ☐
10 ☐ ☐

10 年齢計算に誤りはないか。★
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

11 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

11 ☐ ☐

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
な し

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

12 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

12 ☐ ☐

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

13 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

13 ☐ ☐

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

14 ☐ ☐

7 犯罪事実の要旨

15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

15 ☐ ☐

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

(差押許可状請求書)



(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

⑤当直用チェック票(差押許可状)

(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決
裁
前
決
裁
後

12 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 12

□

差 押 許 可 状

1 表記文字は正しいか。★

1 □ □

被 疑 者 の 氏 名

○ ○ ○ ○

被疑者に対する

○ ○ ○ ○

2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。

2 □ □

被疑事件

について、下記の物を差押えすることを許可する。

差し押さえるべき物

3 記載は必須(引用された別紙はあるか。)
(引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)

3 □ □

有 効 期 間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで 4 期間計算は正しいか。★

4 □ □

有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

5 今日の日付は正しいか。

5 □ □

令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。

6 □ □

(庁名) 名古屋〇〇裁判所

裁 判 官

○ ○ ○ (印)

7 裁判官の記名印は正しいか。

9 裁判官の押印はあるか。

7 □ □

9 □

請求者の官公職氏名

愛知県〇〇警察署

8 請求書からの転記は正しいか。★

8 □ □

司法警察員 ○ ○ ○ ○

この令状は夜間でも執行することができる。(印)

10 夜間執行の請求はあるか。

10 □ □

11 裁判官の押印はあるか。

11 □

※点検者が押印又は署名をする。

□ □
(点検者印)

※交付時9、11、12を警察官と指差し点検

□
(点検者印)

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

(別紙)

⑤差押許可状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	7 庁名	2を参照
	8 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合、令和3年2月以前は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載を必要としていた(名古屋の取扱い)が、同年3月から記載を不要とした。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	9 10 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
令状	15 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	4 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	8 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

6 検証許可状

検証とは、五官の作用により、人の身体、物、場所の性質又は状況を実験、認識する強制処分である。

(1) 概説

後掲「⑥当直用チェック票（検証許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 検証すべき場所、物

特定の程度や記載例等については、前記第3の3(2)（捜索すべき場所、身体、物・27頁）参照

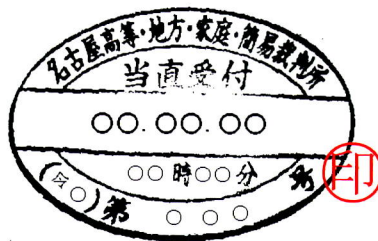
(3) 夜間執行

前記第3の3(7)（39頁）参照

令和 年(令)第 号

	受 付 時	決 裁 前
1	☐	☐
2	☐	☐
3	☐	☐
4	☐	☐
5	☐	☐

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★
- 3 時刻は記入したか。
- 4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- 5 担当者は押印したか。



6 請求日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 ☐ ☐

7 ☐ ☐

- 7 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、検証許可状の発付を請求する。

- 8 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。★

- 1 被疑者の氏名

○ ○ ○ ○

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）

- 9 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★**

9	☐	☐
10	☐	☐

- 10 年齢計算に誤りはないか。★

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

- ## 2 差し押さえるべき物

なし

- 3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

- 11 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 11
- ☐
- ☐

- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

- 12 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 12
- ☐
- ☐

- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複製すべきものの範囲

- 13 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

- 13
- ☐
- ☐

- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

- 14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 14
- ☐
- ☐

- ## 7 犯罪事実の要旨

- 15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

- 15
- ☐
- ☐

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

(検証許可状請求書)

(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

★の項目は別紙参照

(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)54

決 決
裁 裁

12 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 12



検 証 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○
被疑者に対する	○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。 被疑事件 について、下記のとおり検証することを許可する。
検証すべき場所又は物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。)。★ (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)
有 効 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで 4 期間計算は正しいか。★
有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
5 今日の日付は正しいか。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋〇〇裁判所</u> 裁 判 官 ○ ○ ○ ○ (印)	
7 裁判官の記名印は正しいか。 9 裁判官の押印はあるか。	
請求者の官公職氏名	愛知県〇〇警察署 8 請求書からの転記は正しいか。★ 司法警察員 ○ ○ ○ ○

1 ☐ ☐2 ☐ ☐3 ☐ ☐4 ☐ ☐5 ☐ ☐6 ☐ ☐7 ☐ ☐9 ☐8 ☐ ☐10 ☐ ☐11 ☐

※点検者が押印又は署名をする。



※交付時9、11、12を警察官と指差し点検



※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

(別紙)

⑥検証許可状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の検証場所を求めてきた場合、検証許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	7 庁名	2を参照
	8 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合、令和3年2月以前は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載を必要としていた(名古屋の取扱い)が、同年3月から記載を不要とした。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	9 10 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
令状	15 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の検証場所を求めてきた場合、検証許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	3 検証すべき場所又は物	・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例 ・「被疑者の着衣及び携行品」 ・住居とその同一敷地内にある附属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。「愛知県○○市○○町○丁目○○番地○○○○方居宅及びその附属建物」 ・アパート、下宿等のように、各室によって居住権者が異なる場合には、各室ごとに別個の場所となるので、これを明確に特定する必要がある。 ・自動車内に存在する物を差し押える場合、自動車の内部には一定の空間があり、私人が合法的、排他的に占有できる意味で1個の独立した管理権があるとされるので、自動車に対する搜索差押許可状が必要であり、公道上に駐車又は公道上を走行している場合は、自動車そのものを搜索場所と考え、これを特定(車両番号、車名、形式、所有者等)すれば足りる。「普通乗用自動車 名古屋○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場管理者が同じであれば、駐車場と自動車を特定して、搜索差押許可状1通で執行できる。「○○県○○市○○町○○番地○○○○方敷地内に存在する同人所有の○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場管理者が異なる場合には、駐車場に対する搜索許可状と、自動車に対する搜索差押許可状の2通で執行するのが相当と考えられている。
	4 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	8 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

7 身体検査令状

検証（前記第3の6）のうち、人の身体についての検証は、身体の安全と秘密保持の点から特に慎重な配慮が求められるものとして、身体検査令状が必要とされている。

(1) 概説

後掲「⑦当直用チェック票（身体検査令状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 検査すべき身体

身体検査令状を必要とする例としては、身体の特徴（入れ墨、ほくろ、母斑等）や状態（注射痕、傷、内出血による表皮の変色等）を検査（検証）する必要があるが、検査に応じない場合などである。なお、身体の外部だけでなく、内部の検査（検証）もできる。

(3) 身体の検査に関する条件

身体の検査については、これを受ける者の性別、健康状態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名誉を害しないように注意しなければならない。また、女子の身体を検査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち合わせなければならない（以上、法222I、131）。

条件については、裁判官からの指示があれば記載することになる。記載例としては以下のとおり。以下の例以外にも、被疑者を全裸にして身体検査を行う場合は、条件を付す必要があるものと考えられる。条件を付さない場合は、斜線を引いたうえで裁判官が押印するか、「なし」と記載する。

ア 女子の場合

医師又は成年の女子をこれに立ち合わせる事

イ 強制採血の場合

後記第3の12(2)（80頁）参照

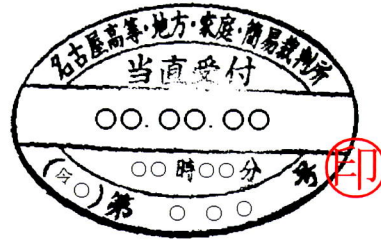
ウ 毛髪の強制採取の場合

後記第3の12(3)（85頁）参照

⑦当直用チェック票(身体検査令状請求書) ★の項目は別紙参照

令和 年(令)第 号

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★
- 3 時刻は記入したか。
- 4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- 5 担当者は押印したか。



- 受付時 1 ☐ ☐
 2 ☐ ☐
 3 ☐ ☐
 4 ☐ ☐
 5 ☐ ☐

身体検査令状請求書

6 請求日付は正しいか。
 令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 6 ☐ ☐
 7 ☐ ☐

7 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
 裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
 司法警察員 〇〇 〇 〇 〇



下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、
 下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

8 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。★
 記

- 8 ☐ ☐
 9 ☐ ☐

1 被疑者の氏名 〇 〇 〇 〇 9 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★

2 身体検査を受ける者

氏名 〇 〇 〇 〇
 年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 性別 男

10 身柄関係書類等があれば確認する。年齢計算に誤りはないか。
 (氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

- 10 ☐ ☐

職業 〇〇〇
 健康状態 健康

3 身体検査を必要とする理由

11 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 11 ☐ ☐

4 検査すべき身体部位

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 12 ☐ ☐

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
 (記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 13 ☐ ☐

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
 (別紙引用の場合は、別紙はあるか。)

- 14 ☐ ☐

7 犯罪事実の要旨

15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
 (引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

- 15 ☐ ☐

(身体検査令状請求書)

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

※点検者が押印又は署名をする。

☐ ☐
 (点検者印)

⑦当直用チェック票(身体検査令状)

★の項目は別紙参照

決
裁
前
決
裁
後

11 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 11

□

身 体 検 査 令 状	
被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○
被疑者に対する ○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。 被疑事件 について、下記の者の身体を検査することを許可する。	
検 査 す べ き 身 体	3 記載は必須★
身 体 の 検 査 に 関 す る 条 件	4 なし。又は裁判官の指示する条件★
の過料又は10万円以下の罰金もしくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。	
有 効 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで 5 期間計算は正しいか。★
有効期間経過後は、この令状により身体を検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、身体を検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
6 今日の日付は正しいか。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) 名古屋〇〇裁判所 裁 判 官 ○ ○ ○ ○ 印	
8 裁判官の記名印は正しいか。 10 裁判官の押印はあるか。	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	愛知県〇〇警察署 9 請求書からの転記は正しいか。★ 司法警察員 ○ ○ ○ ○

1 □ □

2 □ □

3 □ □

4 □ □

5 □ □

6 □ □

7 □ □

8 □ □

10 □

9 □ □

□ □
(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

夜間執行の許可は不要であるとするのが実務であるが、裁判官に確認する。

※交付時10、11を警察官と指差し点検

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

□
(点検者印)

(別紙)

⑦身体検査令状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(鑑定処分としての身体検査)	・鑑定処分としての身体検査としては、身体内部の検査(胃カメラ、レントゲン撮影)、採血などがあるが、身体検査令状のみで請求される例は希で、「身体検査令状と鑑定処分許可状」、身体検査令状でなく「捜索差押許可状と鑑定処分許可状」で請求されるのが大半である。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」。
	7 庁名	・2を参照
	8 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合、令和3年2月以前は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載を必要としていた(名古屋の取扱い)が、同年3月から記載を不要とした。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	9 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか〇名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・「不詳(別紙写真の男)」)。
令状	15 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に一見して誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
	1 被疑者の氏名	・請求書の10を参照 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	3 検査すべき身体	記載例・・「被疑者の身体」、「採血に必要な被疑者の身体」(強制採血の場合) 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。表題が正しいか。内容的に照合しているかを確認する。
	4 身体検査に関する条件	記載例 ・「医師又は成年の女子をこれに立ち会わせること」(女子の場合) ・「医師をこれに立ち会わせること」など(病人の場合) ・「採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」(強制採血の場合) ・「毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って50本とすること」(毛髪の強制採取の場合) ・何も記載しないときは、「なし」と記載する。
	5 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	9 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」の別に注意して記載する。

8 鑑定処分許可状

捜査機関から鑑定嘱託を受けた鑑定受託者は、鑑定について必要がある場合は、裁判所の許可を受けて、人の住居等に立ち入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

(1) 概説

後掲「⑧当直用チェック票（鑑定処分許可請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 鑑定人の氏名、職業

鑑定処分許可請求書及び統括捜査報告書の記載に基づき記載する。

記載例としては、「愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所 警察職員 ○○○」などである。

(3) 解剖すべき死体、破壊すべき物等

処分の対象を特定できる程度に具体的に記載する。主なものの記載例としては以下のとおり。

ア 死体を解剖する場合

解剖すべき死体

氏名等不詳の男性死体 1体

身長172センチくらい、年齢70歳から80歳くらい、中肉

イ 覚醒剤等の禁止薬物と思料される白色結晶粉末を破壊して鑑定する場合

(ア) 請求者において最も多くされる記載

破壊すべき物

白色結晶 約0.5グラム

但し、約7.2センチメートル×約4.1センチメートル
大のマジックチャック付透明ビニール袋在中のもの

(イ) 鑑定対象となる物が多い場合に有益な記載方法（東京簡裁の取扱い）

破壊すべき物

覚醒剤様の白色結晶 1袋

（令和○○年○○月○○日付け愛知県○○警察署司法警察員
警部○○○○作成にかかる領置調書（甲）（又は（乙））押
収品目録第○号物件）

(4) 身体の検査に関する条件

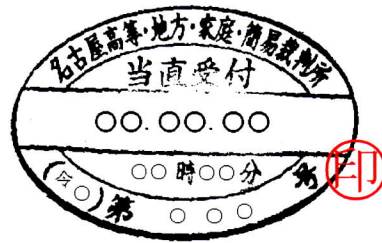
身体の検査については、適当と認める条件を付することができる（法225
IV、168Ⅲ）。この条件については、裁判官からの指示による。

⑧当直用チェック票(鑑定処分許可請求書) ★の項目は別紙参照

令和 年(令)第 号

受 決
付 裁
時 前
1 ☐ ☐
2 ☐ ☐
3 ☐ ☐
4 ☐ ☐
5 ☐ ☐

- 1 受付日付は正しいか。
2 庁別は選択したか。★
3 時刻は記入したか。
4 事件番号、事件符号は記入したか。★
5 担当者は押印したか。



鑑 定 処 分 許 可 請 求 書

6 請求日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 ☐ ☐
7 ☐ ☐

7 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 (印)

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、鑑定を囑託された次の者が、
鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

8 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。★
記

8 ☐ ☐

鑑定人の職業及び氏名 (例として警察の科学捜査研究所とします。)
愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所
警察職員 〇 〇 〇 〇 (〇〇歳)

9 (一件記録冒頭の捜査報告書及び鑑定囑託書謄本で確認したか。)★

9 ☐ ☐

鑑定を囑託した年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日 10 (通常は令状請求の日です。)

10 ☐ ☐

鑑定囑託事項

11 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

11 ☐ ☐

犯罪事実の要旨

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

12 ☐ ☐

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳) } 13 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★
14 年齢計算に誤りはないか。★
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

13 ☐ ☐

14 ☐ ☐

- 2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、
解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

15 ☐ ☐

- 3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

16 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

16 ☐ ☐

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

(鑑定処分許可状請求書)
※点検者が押印又は署名をする。

☐ ☐
(点検者印)

⑧当直用チェック票(鑑定処分許可状)

★の項目は別紙参照

決
裁
前
決
裁
後

12 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 12

□

鑑 定 処 分 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名

1 表記文字は正しいか。★

○ ○ ○ ○

1 □ □

被疑者に対する

○ ○ ○ ○

2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。

2 □ □

被疑事件

について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。

鑑 定 人

職 業
氏 名

3 記載は必須

(愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所
警察職員 ○○○○)、
(○○大学医学部法医学教室
医師 ○○○○)

など正確に記載すること。年齢は不要

3 □ □

立ち入るべき場所、
検査すべき身体、
解剖すべき死体、
発掘すべき墳墓又は
破壊すべき物

4 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

(引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)

4 □ □

身体の検査に関する条
件

5 裁判官の指示により記載する。★

(記載事項がなければ「なし」と記載するか斜線を引く。)

5 □ □

有 効 期 間

令和○○年○○月○○日 まで 6 期間計算は正しいか。★

6 □ □

有効期限経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この
場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

7 今日の日付は正しいか。

令和○○年○○月○○日

8 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。

(庁名) 名古屋○○裁判所

裁 判 官

○ ○ ○ ○ 印

7 □ □

8 □ □

9 □ □

9 裁判官の記名印は正しいか。

11 裁判官の押印はあるか。

11 □ □

請求者の官公職氏名

愛知県○○警察署
司法警察員 ○○

10 請求書からの転記は正しいか。★

○ ○ ○ ○

10 □ □

※点検者が押印又は署名をする。

□ □
(点検者印)

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

※交付時11、12を警察官と指差し点検

□
(点検者印)

(別紙)

⑧鑑定処分許可状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(令状の通数等)	・各処分ごとに各別の令状を必要とすることが原則であるが、同一の機会に数個の処分を行う場合は、一通の令状でも可能である。 ・鑑定処分としての身体検査で直接強制が許されるか。身体検査令状と鑑定処分許可状の併用で可とする(多数説)。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	7 庁名	2を参照
	8 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合、令和3年2月以前は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載を必要としていた(名古屋の取扱い)が、同年3月から記載を不要とした。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	9 鑑定人の職業及び氏名	【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・資料中の「捜査報告書」、「鑑定嘱託書謄本」等で確認する。
	11 鑑定嘱託事項	【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・資料中の鑑定嘱託書謄本などで確認したか。
	12 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に一見して誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
令状	13 14 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要。 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
	(令状の通数等)	・各処分ごとに各別の令状を必要とすることが原則であるが、同一の機会に数個の処分を行う場合は、一通の令状でも可能である。 ・鑑定処分としての身体検査で直接強制が許されるか。身体検査令状と鑑定処分許可状の併用で可とする(多数説)。
	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	5 身体検査に関する条件	記載例・「医学的に相当な方法によること」 ・何も記載しないときは「なし」と記載する。
	6 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
令状	10 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」の別に注意して記載する。

9 記録命令付差押許可状

記録命令付差押えとは、電磁的記録の保管者等をして、必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させたうえで、その記録媒体を差し押さえるという強制処分である（法218I、99の2）。平成23年の刑事訴訟法の改正（平成24年6月22日施行）により新たに認められた押収方法である。

例えば、捜査機関が、裁判官の令状を得て、通信事業者がメールサーバ内に保管している特定の電子メールアドレスの通信履歴について、通信事業者に命じてCD-R等に記録させ又は紙に印刷させ、これを差し押さえることなどである。

詳細については、平成24年4月に最高裁判所事務総局刑事局が作成した「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料（電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの）」参照。

(1) 概説

後掲「⑨当直用チェック票（記録命令付差押許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

記載例（接続ログの差押えの場合）としては以下のとおり。他の記載例も含めた詳細については前記執務資料参照。

記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号所在の株式会社〇〇〇〇が保管する令和〇〇年〇〇月〇〇日から同月〇〇日までの間のユーザーID（〇〇〇〇）に関する接続ログ

(3) 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

記載例としては以下のとおり。他の記載例も含めた詳細については前記執務資料参照。

電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇〇〇管理部 主任 〇〇〇〇（〇〇歳）

又はこれに代わるべき者

(4) 夜間執行

前記第3の3(7)（39頁）参照

(5) その他

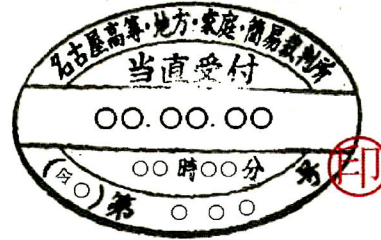
令状請求事件簿における令状種別は「記差」と記載する。

⑨当直用チェック票(記録命令付差押許可状請求書)★の項目は別紙参照

令和 年(令)第 号

受付 決
時 裁
前

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★
- 3 時刻は記入したか。
- 4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- 5 担当者は押印したか。



- 1 ☐ ☐
- 2 ☐ ☐
- 3 ☐ ☐
- 4 ☐ ☐
- 5 ☐ ☐

記録命令付差押許可状請求書

- 6 請求日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 6 ☐ ☐
- 7 ☐ ☐

- 7 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇



下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、記録命令付差押許可状の発付を請求する。
8 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。★
記

- 8 ☐ ☐

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳) } 9 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★
10 年齢計算に誤りはないか。★
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

- 9 ☐ ☐
- 10 ☐ ☐

- 2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

- 11 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 11 ☐ ☐

- 3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

- 12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 12 ☐ ☐

- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

- 13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 13 ☐ ☐

- 5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

- 14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 14 ☐ ☐

- 6 犯罪事実の要旨

- 15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)*
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

- 15 ☐ ☐

(記録命令付差押許可状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。



(点検者印)

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

14 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 14 ☐

記録命令付差押許可状

1 表記文字は正しいか。★

被 疑 者 の 氏 名

○ ○ ○ ○

1 ☐ ☐

被疑者に対する

○ ○ ○ ○

2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。

2 ☐ ☐

被疑事件

について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。

記録させ又は印刷さ
せるべき電磁的記録

3 記載は必須(引用された別紙はあるか。)
(引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)

3 ☐ ☐

電磁的記録を記録させ
又は印刷させるべき者

4 記載は必須(引用された別紙はあるか。)
(引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)

4 ☐ ☐

有 効 期 間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで 5 期間計算は正しいか。★

5 ☐ ☐

有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。
この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれ
を当裁判所に返還しなければならない。

6 ☐ ☐

6 今日の日付は正しいか。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。

7 ☐ ☐

(庁名) 名古屋〇〇裁判所

裁 判 官

○ ○ ○ ○ 印

8 ☐ ☐

8 裁判官の記名印は正しいか。

10 裁判官の押印はあるか。

10 ☐ ☐

請求者の官公職氏名

愛知県〇〇警察署
司法警察員 ○ ○

9 請求書からの転記は正しいか。★

9 ☐ ☐

この令状は夜間でも執行することができる。

11 夜間執行の請求はあるか。

11 ☐ ☐

12 裁判官の押印はあるか。

12 ☐ ☐

13 「記録命令」のみに夜間執行を許可した場合、「この令状のうち記録命令については、夜間でも執行することができる。」と記載しているか。裁判官の押印はあるか。

13 ☐ ☐

※点検者が押印又は署名をする。

☐ ☐
(点検者印)

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

※交付時10、12、14を警察官と指差し点検

☐
(点検者印)

(別紙)

⑨記録命令付差押許可状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	7 庁名	2を参照
	8 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合、令和3年2月以前は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載を必要としていた(名古屋の取扱い)が、同年3月から記載を不要とした。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	9 10 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
令状	15 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	3 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 記載例・・・最高裁刑事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」の11頁～13頁
	4 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例は、最高裁刑事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」の14頁を参照
	5 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
請求者の官公職氏名	9	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

10 搜索差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）

リモートアクセスによる複写の処分とは、電子計算機に対する差押えを行う場合に付加的に認められる処分であり、当該処分を伴う差押えは、その電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体に保管されている電磁的記録を、当該電子計算機又は他の記録媒体に複写して差し押さえるものである（法218Ⅱ、99Ⅱ）。平成23年の刑事訴訟法の改正（平成24年6月22日施行）により新設された制度である。

例えば、捜査機関が、裁判官の令状を得て、被疑者が勤務先企業で使用するパソコンを差し押さえる場合に、そのパソコンとLANで接続されている社内共有ファイルサーバに保存されている被疑者作成の電子データについて、パソコンを操作して、パソコン又はCD-R等に複写して差し押さえることなどである。

詳細については、平成24年4月に最高裁判所事務総局刑事局が作成した新たな令状事務の取扱いに関する執務資料（電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの）参照。

(1) 概説

後掲「⑩当直用チェック票（搜索差押許可状請求書）（リモートアクセスによる複写の処分）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

記載例（メール送受信ソフトによるメールサーバの場合）としては以下のとおり。他の記載例も含めた詳細については前記執務資料参照。

差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している
記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

メールサーバの記録領域のうち下記のいずれかに該当するもの

- 1 上記パーソナルコンピュータにインストールされているメール
ーに記録されているアカウントによりアクセス可能な記録領域
- 2 上記パーソナルコンピュータにインストールされているインタ
ーネット・ブラウザに記録されているサーバのURL又はそのサ
ーバへのアクセス履歴に係る記録領域
- 3 上記パーソナルコンピュータの使用者のID及びパスワードに
よりアクセス可能な記録領域

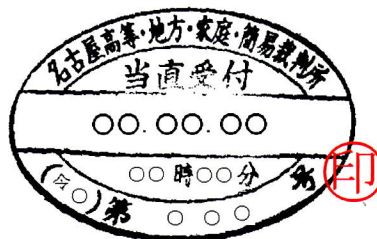
(3) 夜間執行

前記第3の3(7)（39頁）参照

⑩当直用チェック票(搜索差押許可状請求書)(リモートアクセスによる複写の処分)

★の項目は別紙参照

令和 年(令)第 号



受付時 決裁前

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★
- 3 時刻は記入したか。
- 4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- 5 担当者は押印したか。

1 ☐ ☐
2 ☐ ☐
3 ☐ ☐
4 ☐ ☐
5 ☐ ☐

捜 索 許 可 状 請 求 書
差 押

6 請求日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 ☐ ☐
7 ☐ ☐

7 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 (印)

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、搜索差押許可状の発付を請求する。

8 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要。★)
記

8 ☐ ☐

1 被疑者の氏名

〇 〇 〇 〇

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

9 身柄関係書類等があればどれか一つと
確認する。★

9 ☐ ☐
10 ☐ ☐

10 年齢計算に誤りはないか。★

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

11 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

11 ☐ ☐

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12 ☐ ☐

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

13 ☐ ☐

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

14 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

14 ☐ ☐

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

15 ☐ ☐

7 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

16 ☐ ☐

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

(搜索差押許可状請求書)

☐ ☐
(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

⑩当直用チェック票(搜索差押許可状) (リモートアクセスによる複写の処分)

★の項目は別紙参照

決
裁
前
決
裁
後

14 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 14

☐

搜索差押許可状

被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 ☐ ☐
被疑者に対する	○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。 被疑事件	2 ☐ ☐
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)	3 ☐ ☐
搜索すべき場所、 身 体 又 は 物	4 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)	4 ☐ ☐
差し押さえるべき電子計算 機に電気通信回線で接続し ている記録媒体であって、 その電磁的記録を複写すべ きものの範囲	5 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意) また、搜索及び電子計算機の差押えのみを許可した場合、斜線が引かれ ているか。	5 ☐ ☐
有 効 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで 6 期間計算は正しいか。★	6 ☐ ☐
有効期間経過後は、この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この 場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当 裁判所に返還しなければならない。		
7 今日の日付は正しいか。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 8 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋〇〇裁判所</u>		7 ☐ ☐ 8 ☐ ☐
裁 判 官	○ ○ ○ ○ 	9 ☐ ☐ 11 ☐ ☐
請求者の官公職氏名	愛知県〇〇警察署 10 請求書からの転記は正しいか。★ 司法警察員 ○ ○ ○ ○	10 ☐ ☐

この令状は夜間でも執行することができる 

12 夜間執行の請求はあるか。

13 裁判官の押印はあるか。

12 ☐ ☐

13 ☐ ☐

※点検者が押印又は署名をする。

☐ ☐
(点検者印)

☐ ☐
(点検者印)

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

※交付時11、13、14を警察官と指差し点検

(別紙)

⑩ 搜索差押許可状 (リモートアクセスによる処分の場合)

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の搜索場所を求めてきた場合、搜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	7 庁名	2を参照
	8 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合、令和3年2月以前は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載を必要としていた(名古屋の取扱い)が、同年3月から記載を不要とした。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	9 10 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
令状	16 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の搜索場所を求めてきた場合、搜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	5 差し押さえるべき電子計算機に～電磁的記録を複写すべきものの範囲	記載例・・最高裁判事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」 ・複写すべきものの範囲・・27頁～29頁 ・差し押さえるべき物が複数ある場合・・22頁
	6 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) - 例・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
令状	10 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

11 差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）

(1) 概説

後掲「⑪当直用チェック票（差押許可状請求書）（リモートアクセスによる複写の処分）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

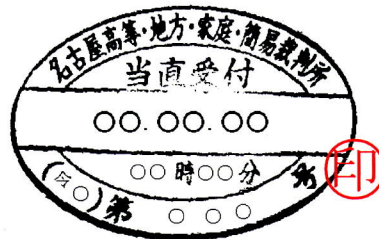
(2) その他

詳細については、前記第3の10（搜索差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）・69頁）参照。

⑪当直用チェック票(差押許可状請求書)(リモートアクセスによる複写の処分)

★の項目は別紙参照

令和 年(令)第 号



受付時 決裁前

1 ☐ ☐
2 ☐ ☐

- 1 受付日付は正しいか。
2 庁別は選択したか。★

- ・3 時刻は記入したか。
・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
・5 担当者は押印したか。

3 ☐ ☐
4 ☐ ☐
5 ☐ ☐

捜索
差押

許可状請求書

6 請求日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 ☐ ☐

7 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

7 ☐ ☐

名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇



下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、差押許可状の発付を請求する。

8 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

8 ☐ ☐

1 被疑者の氏名

〇 〇 〇 〇

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)

9 身柄関係書類等があればどれか一つと
確認する。★

9 ☐ ☐

10 年齢計算に誤りはないか。★

10 ☐ ☐

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

11 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

11 ☐ ☐

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

12 記載する事項がないので斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

12 ☐ ☐

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

13 ☐ ☐

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

14 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

14 ☐ ☐

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

15 ☐ ☐

7 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

16 ☐ ☐

(差押許可状請求書)



(点検者印)

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

※点検者が押印又は署名をする。

⑪当直用チェック票(差押許可状)(リモートアクセスによる複写の処分)

★の項目は別紙参照

決
裁
前
決
裁
後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 13

□

差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名

1 表記文字は正しいか。★

○ ○ ○ ○

1 □ □

被疑者に対する

○ ○ ○ ○

2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合でも罰条の記載は不要)。

2 □ □

について、下記のとおり差押えをすることを許可する。

被疑事件

差し押さえるべき物

3 記載は必須(引用された別紙はあるか。)
(引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)

3 □ □

差し押さえるべき電子計算
機に電気通信回線で接続し
ている記録媒体であって、
その電磁的記録を複写すべ
きものの範囲

4 記載は必須(引用された別紙はあるか。)。★
(引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)
また、電子計算機の差押えのみを許可した場合、斜線が引かれているか。

4 □ □

有 効 期 間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで 5 期間計算は正しいか。★

5 □ □

有効期限経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

6 今日の日付は正しいか。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。

(庁名) 名古屋〇〇裁判所

裁 判 官

○ ○ ○ ○ 

6 □ □

7 □ □

8 裁判官の記名印は正しいか。 10 裁判官の押印はあるか。

8 □ □

10 □ □

請求者の官公職氏名

愛知県〇〇警察署

司法警察員 ○ ○

9 請求書からの転記は正しいか。★

○ ○ ○ ○

9 □ □

この令状は夜間でも執行することができる 

11 夜間執行の請求はあるか。

12 裁判官の押印はあるか。

11 □ □

12 □ □

※点検者が押印又は署名をする。

 
(点検者印)

※交付時10、12、13を警察官と指差し点検


(点検者印)

※ このチェック票と同票の別紙をホチキス留めする。

(別紙)

⑪差押許可状(リモートアクセスによる処分の場合)

★点検項目		点検項目の説明
請求書	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	7 庁名	2を参照
	8 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合、令和3年2月以前は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載を必要としていた(名古屋の取扱い)が、同年3月から記載を不要とした。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	9 10 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
	16 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
令状	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	4 差し押さえるべき電子計算機に～電磁的記録を複写すべきものの範囲	記載例・・最高裁判事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」 ・複写すべきものの範囲・・・27頁～29頁 ・差し押さえるべき物が複数ある場合・・・22頁
	5 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	9 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

12 特殊なもの（異なる令状を併用することが相当なものを含む。）

(1) 強制採尿 【要急処理事案】

最も重要な点は、①搜索差押許可状によること、②条件として、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の記載をすることである（最一小決昭55.10.23参照）。また、強制採尿令状の効力から、③条件として、被疑者を採尿場所へ任意に同行することができない場合は、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができる旨の記載もしている（最三小決平6.9.16参照）。

具体的事例としては、覚醒剤等の禁止薬物を使用したことを立証するため、被疑者に対し尿の任意提出を求めたところ、これを拒絶された場合が圧倒的に多い。

ア 概説

後掲「⑫強制採尿」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

イ 搜索差押えに関する条件等

前述した採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができる旨の条件については、採尿場所が既に決まっている（内諾を得ている）場合には、採尿場所の所在地及び名称（〇〇病院等）を捜査記録冒頭の統括捜査報告書の限度で確認して記載し、これが決まっていない場合は、定型文言として記載されている文字中の「又は」を削除する。

⑫ 強制採尿

(覚醒剤取締法違反（使用）の場合)

捜 索 許 可 状 請 求 書
差 押 (検印) 証

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁 判 官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜 査 一 郎 (印)

下記被疑者に対する 覚醒剤取締法違反被疑事件につき、捜索差押許可状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
- 2 差し押さえるべき物
被疑者の尿
- 3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
被疑者の身体
- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし
- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
なし
- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
なし
- 7 犯罪事実の要旨
被疑者は、法定の除外事由がないのに、令和〇〇年〇月21日ころから同月30日までの間に、名古屋市内又はその周辺部において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を、注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し、もって、覚醒剤を使用したものである。

(注意) 1 被疑者の氏名、年齢又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。
2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

⑫ 強制採尿（覚醒剤取締法違反（使用）の場合）

捜 索 差 押 許 可 状	
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○
被疑者に対する 覚醒剤取締法違反 被疑事件 について、下記のとおり捜索及び差押えすることを許可する。	
差し押さえるべき物	被疑者の尿
捜 索 す べ き 身 体	被疑者の身体
捜 索 差 押 え に 関 する 条 件 等	1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること 2 強制採尿のため必要があるときは、被疑者を 名古屋市○区○○町○丁目○番○号 ○○病院 又は採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。
有 効 期 間	令和○○年○○月○○日 まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 裁 判 官 裁 判 太 郎 ㊞	
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

（注）採尿場所が特定していない場合には、「又は」を抹消する。

(2) 強制採血 【要急処理事案】

最も重要な点は、身体検査令状と鑑定処分許可状を併用する（強制採血を行うには双方の令状を必要とする。）ことである。

強制採血は、主として、DNA型の検査、血液型の検査、血中アルコール濃度の測定等を必要とする場合に行われる。

ア 概説

後掲「⑬強制採血」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

イ 身体検査令状の記載につき注意すべき点

(ア) 検査すべき身体

「採血に必要な被疑者の身体」などと記載する。

(イ) 身体検査に関する条件

「採血は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」などと記載する。

ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点

(ア) 鑑定人

採血者（医師）及び鑑定者（県警本部刑事部科学捜査研究所の警察職員等）を併記する。

(イ) 検査すべき身体

「アルコール濃度検査をするのに必要な血液（ただし、4ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること」などと記載する。

なお、採取する血液量に関して、愛知県警察から次のような情報提供があった。

鑑定事項が一つの場合（例：アルコール濃度検査のみ）

4ミリリットルを超えない範囲

鑑定事項が二つの場合（例：アルコール濃度及び薬物検査）

8ミリリットルを超えない範囲

(ウ) 身体検査に関する条件

「採血は、医学的に相当と認められる方法によること」などと記載する（身体検査令状とは異なり、「医師をして」は入らないことに注意）。

⑬ 強制採血

(道路交通法違反(酒気帯び運転)で血中アルコール濃度を測定する場合)

※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

身体検査令状請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁判官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜査 一 郎 ⑩

下記被疑者に対する 道路交通法違反

被疑事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
- 2 身体検査を受ける者
氏 名 〇 〇 〇 〇
年 齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 性別 男
職 業 会社員
住 居 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
健康状態 良 好
- 3 身体検査を必要とする理由
被疑者は飲酒の状態にありながら、呼気検査を拒否するので、被疑者から4ミリリットルを越えない範囲の血液を採取して、身体に保有するアルコール量を検査するため。
- 4 検査すべき身体の部位
採血に必要な被疑者の身体
- 5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし
- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
なし
- 7 犯罪事実の要旨
被疑者は、酒気を帯び、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、令和3年12月〇〇日午前〇時〇〇分ころ、名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地付近道路において、普通乗用自動車を運転したものである。

- ⑬ 強制採血（道路交通法違反（酒気帯び運転）で血中アルコール濃度を測定する場合）
※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

鑑定処分許可請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁 判 官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜 査 一 郎 ㊞

下記被疑者に対する

道路交通法違反

被疑事件につき、鑑定を囑託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名

- 1 採血者 〇〇病院 医師 〇〇〇〇 （40歳）
- 2 検査者 愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所
警察職員 〇〇〇〇 （50歳）

鑑定を囑託した年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鑑定囑託事項

- (1) 鑑定資料がアルコールを含有しているか否か
- (2) 含有していれば、その濃度
- (3) その他参考事項

犯罪事実の要旨

被疑者は、酒気を帯び、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、令和3年12月〇〇日午前〇時〇〇分ころ、名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地付近道路において、普通乗用自動車を運転したものである。

記

1 被疑者の氏名

〇 〇 〇 〇

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

アルコール濃度検査をするのに必要な血液（ただし、4ミリリットルを越えない範囲）を被疑者の身体から採取すること

3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし

- ⑬ 強制採血（道路交通法違反（酒気帯び運転）で血中アルコール濃度を測定する場合）
 ※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

身体検査令状	
被疑者の氏名	○ ○ ○ ○
被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件 について、下記の者の身体を検査することを許可する。	
検査すべき身体	採血に必要な被疑者の身体
身体検査に関する条件	採血は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること
身体検査を受ける者が正当な理由がなく身体検査を拒んだときは、10万円以下の過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。	
有効期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで
有効期間経過後は、この令状により身体検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、身体検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁判官 裁判 太郎 印	
請求者の官公職氏名	愛知県 〇〇 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

⑬ 強制採血（道路交通法違反（酒気帯び運転）で血中アルコール濃度を測定する場合）

※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

鑑 定 処 分 許 可 状													
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○												
被疑者に対する 道 路 交 通 法 違 反 被疑事件 について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。													
鑑 定 人	<table border="0"> <tr> <td>職 業</td> <td>探 血 者</td> <td>○○病院</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>鑑 定 者</td> <td>医師 ○○○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>警察職員 ○○○○</td> </tr> </table>	職 業	探 血 者	○○病院	氏 名	鑑 定 者	医師 ○○○○			愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所			警察職員 ○○○○
職 業	探 血 者	○○病院											
氏 名	鑑 定 者	医師 ○○○○											
		愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所											
		警察職員 ○○○○											
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	アルコール濃度検査をするのに必要な血液 （ただし、４ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること												
身体検査に関する条件	採血は、医学的に相当と認められる方法によること												
有 効 期 間	令和○○年○○月○○日 まで												
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。													
令和○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 裁 判 官 裁 判 太 郎 ⑩													
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎												

(3) 毛髪の強制採取 【要急処理事案】

最も重要な点は、身体検査令状と鑑定処分許可状を併用する（毛髪の強制採取を行うには双方の令状を必要とする）ことである。

毛髪の強制採取は、主として、覚せい剤等の違法薬物の使用歴を過去に遡って調査する場合に行われる。

ア 概説

後掲「⑭毛髪の強制採取」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

イ 身体検査令状の記載につき注意すべき点

(ア) 検査すべき身体

「被疑者の身体（毛髪）」などと記載する。

(イ) 身体 of 検査に関する条件

「毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること」などと記載する。

なお、採取する本数につき、実務では約50本として発付する例がほとんどであるが、特殊な事情等が存在する場合は、例外的にこれよりも多い本数を認めることも考えられる。

ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点

(ア) 鑑定人

県警本部刑事部科学捜査研究所の警察職員等の氏名等を記載する。

(イ) 検査すべき身体

「被疑者の身体（毛髪）」などと記載する。

(ウ) 身体 of 検査に関する条件

「毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること」などと記載する。

なお、採取する本数につき、実務では約50本として発付する例がほとんどであるが、特殊な事情等が存在する場合は、例外的にこれよりも多い本数を認めることも考えられる。

⑭ 毛髪の強制採取

(覚醒剤取締法違反(使用)で覚醒剤使用歴を過去に遡って調査する場合)

※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

身体検査令状請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁 判 官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜 査 一 郎 ⑩

下記被疑者に対する 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
- 2 身体検査を受ける者
氏 名 〇 〇 〇 〇
年 齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 性別 男
職 業 会社員
住 居 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
健康状態 良 好
- 3 身体検査を必要とする理由
被疑者は常習的かつ継続的に覚醒剤を使用していたと思慮されるが、これまでの捜査で覚醒剤使用の事実を否認しており、被疑者の常習的かつ継続的な覚醒剤使用を明らかにする必要がある。
- 4 検査すべき身体の部位
被疑者の身体(毛髪)
- 5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし
- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
なし
- 7 犯罪事実の要旨
被疑者は、法定の除外事由がないのに、令和〇〇年〇〇月21日ころから同月30日までの間に、名古屋市内又はその周辺部において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を、注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し、もって、覚醒剤を使用したものである。

- ⑭ 毛髪の強制採取（覚醒剤取締法違反（使用）で覚醒剤使用歴を過去に遡って調査する場合）
※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

鑑 定 処 分 許 可 請 求 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁 判 官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜 査 一 郎 ㊞

下記被疑者に対する 覚醒剤取締法違反被疑事件につき、鑑定を囑託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名
愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所
警察職員 〇〇〇〇 （50歳）

鑑定を囑託した年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

鑑定囑託事項
(1) 鑑定資料から、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパンの含有が認められるか否か
(2) その他参考事項

犯罪事実の要旨
被疑者は、法定の除外事由がないのに、令和〇〇年〇〇月21日ころから同月30日までの間に、名古屋市内又はその周辺部において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を、注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し、もって覚醒剤を使用したものである。

記

- 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）
- 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
被疑者の身体（毛髪）
- 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし

- ⑭ 毛髪の強制採取（覚醒剤取締法違反（使用）で覚醒剤使用歴を過去に遡って調査する場合）
 ※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

身体検査令状	
被疑者の氏名	○ ○ ○ ○
被疑者に対する 覚醒剤取締法違反 被疑事件 について、下記の者の身体を検査することを許可する。	
検査すべき身体	被疑者の身体（毛髪）
身体検査に関する条件	毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること。
身体検査を受ける者が正当な理由がなく身体検査を拒んだときは、10万円以下の過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。	
有効期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで
有効期間経過後は、この令状により身体検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、身体検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁判官 裁判 太郎 印	
請求者の官公職氏名	愛知県 〇〇 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

- ⑭ 毛髪の強制採取（覚醒剤取締法違反（使用）で覚醒剤使用歴を過去に遡って調査する場合）
 ※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

鑑 定 処 分 許 可 状		
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○	
被疑者に対する 覚醒剤取締法違反 被疑事件 について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。		
鑑 定 人	職 業 氏 名	愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所 警察職員 ○○○○
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	被疑者の身体（毛髪）	
身体の検査に関する条件	毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること。	
有 効 期 間	令和○○年○○月○○日 まで	
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。		
令和○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 裁 判 官 裁 判 太 郎 ㊞		
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎	

(4) 嚥下された異物の押収 【要急処理事案】

嚥下（えんげ）された異物の採取については、諸説あるものの、搜索差押許可状と鑑定処分許可状を併用するのが相当であると解されている。

すなわち、嚥下された異物は、身体の一部ではないから、これを押収するには搜索差押許可状によるのが相当であるが、その搜索が身体内部に及び、差押えが体腔（食道、胃、腸）内からの取り出しであり、その方法も、下剤の投与等による体液の漏出を伴うなどの身体に損傷を与える危険性もあり、専門的技術を要する。したがって、搜索差押えには相応の条件を付す必要性があり、また、身体に対する鑑定処分としての性質も有することから、併用が相当であるとされている。

ア 概説

後掲「⑮嚥下された異物の押収」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

イ 搜索差押許可状の記載につき注意すべき点

書式については、条件を付す関係上、強制採尿（前記第3の12(1)・66頁）と同じものを使用するのが効率的である。

(ア) 差し押さえるべき物

「被疑者の体腔内の異物」などと記載する。

(イ) 搜索すべき身体

「被疑者の体腔内」、「被疑者の身体（体腔内）」などと記載する。

(ウ) 搜索差押えに関する条件等

a 「レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用による体腔内の検査及び異物の採取については、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」などと記載する。

b 被疑者が任意で検査場所へ行くことを拒否した場合、この搜索差押許可状の効力として当然に連行できるとする説もあるものの、強制採尿の場合と同様の以下の条件も併せて記載するのが相当である。

「体腔内の検査及び異物の採取のために必要があるときは、被疑者を〇〇〇〇（病院所在地）〇〇病院又はレントゲン検査や下剤（吐剤）の使用に適する最寄りの場所まで連行することができる。」

ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点

(ア) 検査すべき身体

「被疑者の体腔内の異物を採取すること」などと記載する。

(イ) 身体検査に関する条件

「レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用については、医学的に相当と認められる方法によること」などと記載する。

⑮ 嚥下された異物の押収

(覚醒剤取締法違反の場合)

※ 搜索差押許可状と鑑定処分許可状を請求するのが相当と解されている。

搜索差押許可状請求書
(検印一証)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁判官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜査 一 郎 (印)

下記被疑者に対する 覚醒剤取締法違反被疑事件につき、搜索差押許可状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
- 2 差し押さえるべき物
被疑者の体腔内の異物
- 3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
被疑者の身体 (体腔内)
- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし
- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
なし
- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
なし
- 7 犯罪事実の要旨
被疑者は、営利の目的で、みだりに、令和〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号被疑者方において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを所持したものである。

⑮ 嚥下された異物の押収（覚醒剤取締法違反の場合）

鑑 定 処 分 許 可 請 求 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁 判 官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜 査 一 郎 ⑩

下記被疑者に対する 覚醒剤取締法違反被疑事件につき、鑑定を囑託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名
〇〇病院
医師 〇〇〇〇 （57歳）

鑑定を囑託した年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

鑑定囑託事項
(1) 被疑者の体腔内を検査すること
(2) 被疑者の体腔内の異物を採取すること

犯罪事実の要旨
被疑者は、営利の目的で、みだりに、令和〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号被疑者方において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを所持したものである。

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
- 2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
被疑者の体腔内の異物を採取すること
- 3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし

⑮ 嚥下された異物の押収（覚醒剤取締法違反の場合）

捜 索 差 押 許 可 状	
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○
被疑者に対する 覚醒剤取締法違反 被疑事件 について、下記のとおり捜索及び差押えすることを許可する。	
差し押さえるべき物	被疑者の体腔内の異物
捜 索 す べ き 身 体	被疑者の身体（体腔内）
捜 索 差 押 え に 関 する 条 件 等	1 レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用による体腔内の検査及び異物の採取については、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること 2 体腔内の検査及び異物の採取のために必要があるときは、被疑者を 名古屋市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇病院 又はレントゲン検査や下剤（吐剤）の使用に適する最寄りの場所まで連行することができる。
有 効 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁 判 官 裁 判 太 郎 ㊟	
請求者の官公職氏名	愛知県 〇〇 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

⑮ 嚥下された異物の押収（覚醒剤取締法違反の場合）

鑑 定 処 分 許 可 状		
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○	
被疑者に対する 覚醒剤取締法違反 被疑事件 について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。		
鑑 定 人	職 業 氏 名	○○病院 医師 ○○○○
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	被疑者の体腔内の異物を採取すること	
身体検査に関する条件	レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用については、医学的に相当と認められる方法によること	
有 効 期 間	令和○○年○○月○○日 まで	
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。		
令和○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 裁 判 官 裁 判 太 郎 ㊞		
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎	

13 臨検、搜索、差押（押収）許可状

(1) 概説

臨検とは、その場所に直接出向いて検査することである。請求種別（根拠法令）としては、次のものが挙げられる。

なお、令状請求書及び令状の記載例としては、「⑯臨検搜索差押許可状（国税局が請求する脱税事件の場合）」及び「⑰臨検搜索押収許可状（出入国在留管理庁が請求する不法入国者等の強制退去事由を捜査する場合）」参照。

捜査記録中の請求事項をまとめた書類（国税の場合は「説明資料」と題されることがある。）を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

ア 国税通則法に基づくもの（国税局・国税庁の当該職員）

平成30年4月1日施行の改正国税通則法により、電磁的記録にかかる証拠収集手続が整備（リモートアクセス、記録命令付差押）され、夜間執行許可を付することができる（改正前の国税犯則取締法には夜間執行の規定がなかった）ものとされた。

なお、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の犯則事件の調査におけるリモートアクセスによる場合の臨検搜索差押許可状及び鑑定処分許可状については、その請求先が地方裁判所の裁判官に限られると解されているので注意を要する。

イ 関税法に基づくもの（税関・財務事務官）

アと同日施行の改正関税法により、電磁的記録に対する証拠収集手続が整備された（夜間執行については、従前から規定がある。）。

ウ 地方税法に基づくもの（県税事務所・徴税吏員）

エ 出入国管理及び難民認定法に基づくもの（出入国在留管理庁・入国警備官）

行政雑事件であり、「行イ」（簡裁の場合。地裁の場合は「行ク」）で立件する。

オ 児童虐待の防止等に関する法律に基づくもの（県知事、児童相談所長）

上記エと同様、行政雑事件である。

(2) その他

名古屋管内においては、上記の請求者による令状請求の場合、資料と共に令状原案をも持参するのが通例となっているので、これを利用して令状原案を作成する（誤記に備え、一部事前にコピーを取っておくとよい。）。

⑩ 臨検搜索差押許可状（国税局が請求する脱税事件の場合）

臨検・搜索・差押許可状請求書	
犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名 又 は 名 称	××××
罪 名	法人税法違反
犯 則 事 実 の 要 旨	別紙のとおり
臨検すべき物件若しくは 場所又は搜索すべき 身体、物件若しくは場所	愛知県〇〇市〇〇町1丁目0番地 有限会社××××工業 事務所、倉庫及びその他の付属施設
差し押さえるべき物件	【記載例】 本件法人税法違反嫌疑事実を証明するに足りると認められる帳簿書類、手帳、メモ、ノート、往復文書、家計簿、名刺、預貯金通帳、同証書、有価証券、権利証、印章、ゴム印、鍵、写真、録音テープ、ビデオテープ、キャッシュカード等のカード類、携帯電話、コンピュータ等の電子機器及びフロッピーディスク等の電磁的記録媒体等の文書及び物件、その他財産の確定及び収支確定に係ると認められる文書及び物件、並びにその関係人から預かった文書及び物件
差押さえるべき電子計算機 に電気通信回線で接続して いる記録媒体であって、そ の電磁的記録を複写すべき ものの範囲	(印)
日没から日出までの間に行 う必要があるときは、その 旨及び事由	昼間においては立会人の確保が困難な場合があり、執行が夜間に及ぶおそれがあるため、必要である。
7日を超える有効期間を 必要とするときは、その 期 間 及 び 事 由	(印)
上記許可状の発付を請求する。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁 判 官 殿 名古屋国税局 財務事務官 大 蔵 大 蔵 (印)	

⑯ 臨検搜索差押許可状（国税局が請求する脱税事件の場合）

臨 検 搜 索 差 押 許 可 状	
犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢 (法人については、名称)	×××× 平成○年○月○日生
犯則嫌疑者に対する 法人税法違反 犯則事件 について、下記のとおり臨検、搜索及び差押えをすることを許可する。	
臨検すべき物件又は場所、 搜索すべき身体、物件又は 場所	愛知県○○市○○町 1 丁目 0 番地 有限会社××××工業 事務所、倉庫及びその他の付属施設
差し押さえるべき物件	本件法人税法違反嫌疑事実を証明するに足りると認められる帳簿書類、手帳、メモ、ノート、往復文書、家計簿、名刺、預貯金通帳、同証書、有価証券、権利証、印章、ゴム印、鍵、写真、録音テープ、ビデオテープ、キャッシュカード等のカード類、携帯電話、コンピュータ等の電子機器及びフロッピーディスク等の電磁的記録媒体等の文書及び物件、その他財産の確定及び収支確定に係ると認められる文書及び物件、並びにその関係人から預かった文書及び物件
有 効 期 間	令和○○年○○月○○日 まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、搜索又は差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 裁 判 官 裁 判 太 郎 印	
請求者の官職氏名	名古屋国税局 財務事務官 大蔵 大蔵

この令状は夜間でも執行することができる。 印

根拠規定は、刑事訴訟法ではなく、国税通則法 148 条である。

⑪ 臨検搜索押収許可状(出入国在留管理庁が請求する不法入国者等の
強制退去事由を捜査する場合)

許 可 状 請 求 書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所裁判官 殿 出入国在留管理庁名古屋出入国在留管理局 入 国 警 備 官 警 備 長 警 備 太 郎 ㊞ 下記容疑者に対する 出入国管理及び難民認定法第24条に規定する 退去強制事由該当容疑事件につき、 臨検・搜索・押収 許可状の発付を請求する。	
容 疑 者 氏 名	国 籍 フィリピン 住 居 名古屋市中区〇〇町1丁目10番地 マンションさかえ101号室 氏 名 ブラゾン パッチョ カルデラ BRAZAO PACHO CALDEIRA 生年月日 19〇〇年〇〇月〇〇日生

令状の性質は警察の「搜索差押許可状」と同じであるが、請求者は特別司法警察職員でないため、出入国管理及び難民認定法の規定による行政上の請求である。

⑪ 臨検捜索押収許可状（出入国在留管理庁が請求する不法入国者等の強制退去事由を捜査する場合）

容疑事実の要旨 及び該当法条	容疑者はフィリピン国籍を有する外国人であるところ、令和〇〇年〇〇月〇〇日、有効な旅券又は乗員手帳を所有せず、かつ、法定の除外事由がないのに、フィリピン・マニラからフィリピン航空〇〇〇便により、成田空港に到着し、もって、出入国管理及び難民認定法第3条の規定に違反して本邦に入ったものである。 出入国管理及び難民認定法第24条第1号
臨検すべき場所、 捜索すべき場所、 身体若しくは物件 又は押収すべき 物件	名古屋市中区〇〇町1丁目10番地 マンションさかえ101号室 本件容疑事実を裏付ける旅券、外国人登録証明書、身分証明書、手紙、航空券、写真、預金通帳、携帯電話及びメモ等本件に関係ありと思慮される上記に類する一切の物件
必要とする有効 期間及びその事 由	7日間
日の出前、日没後 に行う必要がある ときはその旨及び 事由	日中不在の場合、執行が夜間に及ぶおそれがあるため 「夜間執行」も請求できるが、刑訴法の定めでなく、 出入国管理及び難民認定法35条による。

⑪ 臨検搜索押収許可状（出入国在留管理庁が請求する不法入国者等の強制退去事由を捜査する場合）

臨 検 搜 索 押 収 許 可 状	
容 疑 者 の 氏 名	国 籍 フィリピン 住 居 名古屋市中区〇〇町1丁目10番地 マンションさかえ101号室 氏 名 ブラゾン パッチョ カルデラ BRAZAO PACHO CALDEIRA 生年月日 19〇〇年〇〇月〇〇日生
容疑者に対する出入国管理及び難民認定法第24条第1号に規定する退去強制事由該当容疑事件について、下記のとおり臨検、搜索及び押収することを許可する。	
臨検すべき場所、 搜索すべき身体 又は物件	名古屋市中区〇〇町1丁目10番地 マンションさかえ101号室
押収すべき物件	本件容疑事実を裏付ける旅券、外国人登録証明書、身分証明書、手紙、航空券、写真、預金通帳、携帯電話及びメモ等本件に関係ありと思慮される上記に類する一切の物件
有 効 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、搜索又は押収に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、搜索又は押収の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁 判 官 裁 判 太 郎 ㊞	
請求者の官職氏名	出入国在留管理庁名古屋出入国在留管理局 入国警備官 警備長 警備太郎

この令状は夜間でも執行することができる。㊞

14 引致状

保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者・仮釈放者・保護観察付執行猶予者・婦人補導院仮退院者）について、正当な理由がないのに住居に居住しないと認められるような場合等には、裁判官があらかじめ発する引致状により、当該保護観察対象者を引致することができる（更生保護法63Ⅱ、Ⅲ）。

請求者は保護観察所の長又は地方更生保護委員会であり、請求先はその所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官となる（同法63Ⅳ）。

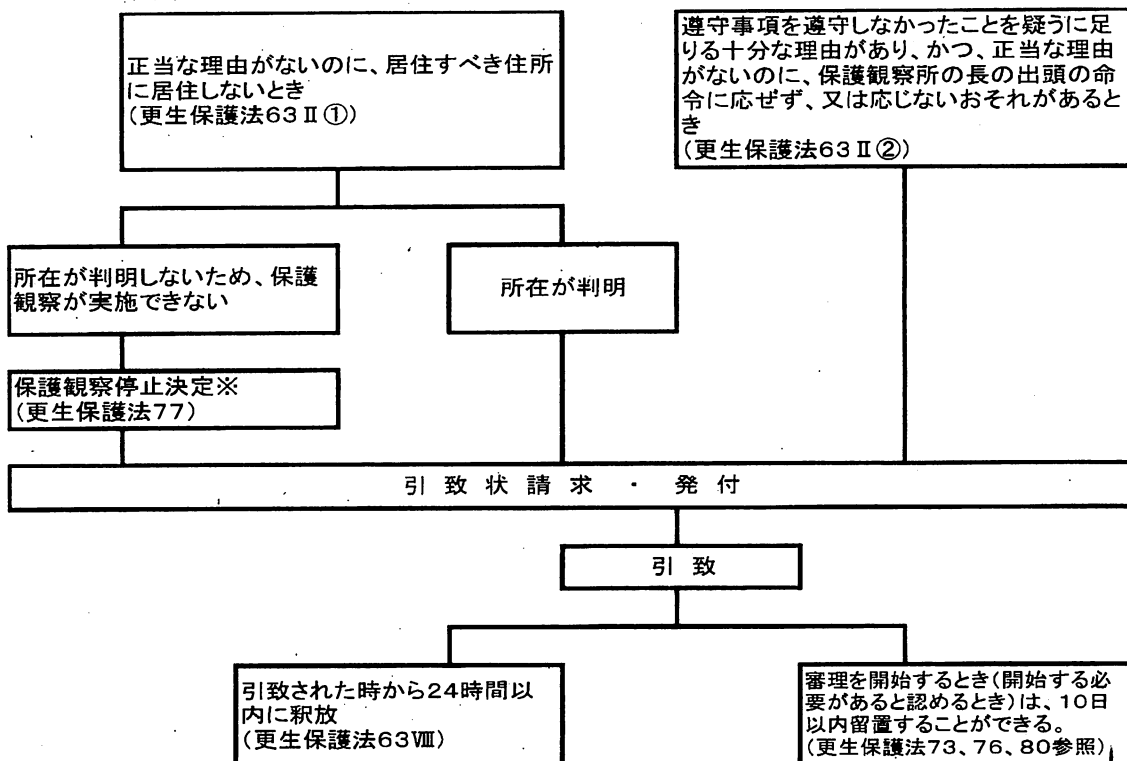
(1) 概説

後掲「**⑱引致状**」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 引致状請求手続までの流れ

簡単に図で示すと以下のようになる。



※保護観察停止決定がないと引致状請求ができないわけではない（刑期が終了していなければよい。）。

(3) 仮釈放者等に対する引致状発付における残刑期間の確認

刑期終了日の経過前の請求であること。

なお、所在が判明しないため保護観察が実施できなくなると認められる

ときは、地方更生保護委員会の決定で保護観察を停止することができ、当該停止決定の効力発生（決定告知、同法27Ⅰ・Ⅳ）によって、刑期の進行が停止する（同法77Ⅴ）ので、当初の刑期終了前までに保護観察停止決定の効力が発生していること。

(4) 有効期間

名古屋簡裁においては、特に定まった運用は存在しないが、概ね逮捕状の更新の場合と同様の取扱いである（初回7日、1か月、3か月の順）。

なお、東京簡裁においては、保護観察所からの要請により、初回3か月、再請求は6か月で請求することを許容する運用を行っている。

また、刑期終了日が差し迫っており、未だ保護観察停止決定がなされていないか、同決定の効力が発生していないなどの場合は、引致状の有効期間が刑期終了日を超えないよう留意する必要がある。

⑩ 引致状

引 致 状 請 求 書	
名古屋〇〇裁判所 裁判官 殿	〇〇保護観察所長 〇 〇 〇 〇
	〇観観第特〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	印
更生保護法第63条第4項の規定により、次の者について、引致状の発付を請求します。	
1 氏 名	〇 〇 〇 〇
2 生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
3 住 居	不詳 (居住すべき住居) 愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 更生保護施設〇〇〇〇
4 職 業	不詳
5 更生保護法第63条第2項各号のいずれかに該当する事実の要旨並びに引致を必要とする理由	本人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時〇〇分ころ、居住すべき住居である更生保護施設更生園から外出したまま帰会することなく、その所在を明らかにせず、居住すべき住居に居住していないものである。もって、遵守すべき事項を遵守しなかったことを疑うに足りる十分な理由があり、かつ、保護観察所の長による出頭の命令に応じないおそれがあることから、この際、本人を下記引致すべき場所に引致して、質問調査する必要がある。
6 引致すべき場所	〇〇保護観察所又は引致に着手した場所を管轄する保護観察所、保護観察所支部若しくは駐在官事務所
7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	必要とする期間 1か月 必要とする理由 本人の所在が不明であり、引致執行に相当の期間を要する。
8 引致状を数通必要とするときは、その数及び事由	なし

⑮ 引致状

(氏名 ○ ○ ○ ○)

9 その他参考事項 特別遵守事項 1 更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと。 2 就職活動を行い、又は仕事をする事。 3 パチンコ店やスロット店に出入りしないこと。 令和3年9月9日保護観察停止決定(同月15日効力発生)									
10 裁判に関する事項									
保護観察処分少年 (非行名) (決定裁判所) 家庭裁判所 支部 (保護観察所) (決定の日) 令和 年 月 日 保護観察所									
少年院仮退院者 (非行名) (決定裁判所) 家庭裁判所 支部 (保護観察所) (決定の日) 令和 年 月 日 保護観察所 (仮退院施設) (仮退院決定委員会) (仮退院の日) 令和 年 月 日									
仮釈放者 (罪名) 詐欺 (保護観察所) ○○保護観察所 (刑名・刑期) 懲役1年 (未決勾留) 法定 日間 (言渡し裁判所) ○○地方裁判所 (通算日数) 裁定 20日間 (言渡しの日) 令和元年7月14日 (刑期起算日) 令和3年1月25日 (仮釈放施設) ○○刑務所 (刑期終了日) 令和4年1月4日 (仮釈放決定委員会) 中部地方更正保護委員会 (仮釈放決定の日) 令和3年7月16日 (仮釈放の日) 令和3年9月5日									
保護観察付執行猶予者 (罪名) (刑名・刑期) (言渡し裁判所) (確定の日) 懲役・禁錮 裁判所 令和 年 月 日 年 月 日 (保護観察所) (保護観察期間) (言渡しの日) (初度目・再度目の別) 令和 年 月 日 年間 初・再									
婦人補導院仮退院者 (罪名) (刑名・刑期) (言渡し裁判所) (言渡しの日) (仮退院施設) (仮退院決定委員会) (仮退院の日) 懲役・禁錮 裁判所 令和 年 月 日 年 月 日 (保護観察所) (未決勾留) (通算日数) (補導処分期間起算日) (補導処分期間終了日) (仮退院決定の日) 法定 裁定 令和 年 月 日 年間 日間 令和 年 月 日 令和 年 月 日									

(注意) 1 事例に応じ不要の項目及び文字を削ること。
2 この請求書には謄本1通を添付すること。

⑩ 引致状

引 致 状	
氏 名 年 齢 居 住 す べ き 住 居 職 業	○ ○ ○ ○ 昭和○○年○○月○○日生 愛知県○○市○○町○丁目○番地 更生保護施設○○○○ 不 詳
引 致 す べ き 場 所	○○保護観察所又は引致に着手した場所を管轄する保護観察所、保護観察所支部若しくは駐在官事務所
引 致 の 理 由	本人は、令和○○年○○月○○日、上記居住すべき住所から○○保護観察所長の許可を得ず転居（出奔）し、以後その所在を明らかにしないものである。
有 効 期 間	令和○○年○○月○○日 まで
有効期間経過後は、この令状により引致に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、引致の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
上記の者を引致することを許可する。 令和○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 裁 判 官 ○ ○ ○ ○ 印	
請 求 者	○○保護観察所長 ○ ○ ○ ○
執行に着手した年月日時 及 び 場 所	令和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
引 致 す る こ と が で き な か っ た と き は そ の 事 由	
記 名 押 印	令和 年 月 日
引 致 し た 年 月 日 時 及 び 取 扱 者	令和 年 月 日 午 時 分

※ 裏 面 省 略

15 保護許可状

警察官職務執行法 3 条により、挙動異常者等の被保護者を 24 時間を超えて保護しようとする場合に、管内警察署から、その承認を求めて保護許可状が請求されることがある。

保護の延長期間は、通じて 5 日を超えてはならない。また、許可状には、引き続き保護することにつき、やむを得ないと認められる事情を明記しなければならない。

必ず、簡易裁判所の裁判官による処理を要する（当直で処理する場合には、注意を要する。事件符号は、「行イ」）。

(別紙1)

公訴時効について

1 公訴時効期間 (法250条)

下表参照

公 訴 時 効 一 覧 表

実行行為の時期	罰条の法定刑	公訴時効期間	備考
平成22年4月27日以降	①人を死亡させた罪であって、禁錮以上の刑に当たるもの	死刑に当たる罪 なし	平成22年法律第26号による改正
		無期懲役又は禁錮に当たる罪 30年	
		長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪 20年	
		上記以外の罪 10年	
	②上記①以外の罪(人を死亡させた罪であって、禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪)	死刑に当たる罪 25年	
		無期懲役又は禁錮に当たる罪 15年	
		長期15年の懲役又は禁錮に当たる罪 10年	
		長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪 7年	
		長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪 5年	
		長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪 3年	
平成17年1月1日～平成22年4月26日	拘留又は科料に当たる罪 1年		・平成16年法律第156号による改正 ・人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもので、平成22年4月27日時点で公訴時効が完成していないものについては、現行法による(平成22年法律第26号附則3条2項参照)
	死刑に当たる罪 25年		
	無期懲役又は禁錮に当たる罪 15年		
	長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪 10年		
	長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪 7年		
	長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪 5年		
	長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪 3年		
平成16年12月31日以前	拘留又は科料に当たる罪 1年		人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもので、平成22年4月27日時点で公訴時効が完成していないものについては、現行法による(平成22年法律第26号附則3条2項参照)
	死刑に当たる罪 15年		
	無期懲役又は禁錮に当たる罪 10年		
	長期10年以上の懲役又は禁錮に当たる罪 7年		
	長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪 5年		
	長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪 3年		

2 複数の被疑事実がある場合

実行行為から3年と1日が経過した場合を例にとると、次のとおりとなる。

(1) 併合罪の場合

犯罪事実ごとに決する。

例：文化包丁所持(銃刀法違反・3年)と窃盗(7年)

→ 文化包丁所持の罪については公訴時効期間を経過しているので、銃刀法違反の被疑事実で令状を発付することはできない。よって、罪名は窃盗のみとなる。

(2) 科刑上一罪の場合

最も重い罪で決する(法251条参照)。

ア 観念的競合の場合

例：信号無視(道交法違反・3月)と過失運転致傷(7年)

→ 罪名は「道路交通法違反(同法○条)、過失運転致傷(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律○条)」

イ 牽連犯の場合

例：住居侵入(3年)と窃盗(10年) → 罪名は「住居侵入、窃盗」

(3) 包括一罪の場合

最終犯罪行為の終わった時から進行する(最判昭31. 8. 3参照)。

3 時効の停止(法254条、255条参照)

共犯者の起訴、被疑者の海外逃亡などにより時効が停止している場合があるので、一件記録や捜査員から確認する。

(別紙2)

令状の有効期間一覧表

令状の有効期間が問題となるのは、特に月末に請求された場合である。
月末に請求された場合における有効期間の満了日は、下表のとおりである。
(法55Ⅰ本文、Ⅱ、民法139、140、143Ⅱ本文、同ただし書き)

発付日	起算日	満了日			
		7日	1か月	2か月	3か月
1/31	2/1	2/7	2/28 (閏年は2/29)	3/31	4/30
2/28	3/1 (閏年は2/29)	3/7 (閏年は3/6)	3/31 (閏年は3/28)	4/30 (閏年は4/28)	5/31 (閏年は5/28)
3/31	4/1	4/7	4/30	5/31	6/30
4/30	5/1	5/7	5/31	6/30	7/31
5/31	6/1	6/7	6/30	7/31	8/31
6/30	7/1	7/7	7/31	8/31	9/30
7/31	8/1	8/7	8/31	9/30	10/31
8/31	9/1	9/7	9/30	10/31	11/30
9/30	10/1	10/7	10/31	11/30	12/31
10/31	11/1	11/7	11/30	12/31	1/31
11/30	12/1	12/7	12/31	1/31	2/28 (閏年は2/29)
12/31	1/1	1/7	1/31	2/28 (閏年は2/29)	3/31

(別紙 3)

少年触法事件に関する書類の参考書式について

1 差押許可状（触法事件）

2 搜索許可状（触法事件）

3 搜索差押許可状（触法事件）

4 搜索差押許可状（触法事件）（強制採尿）

5 検証許可状（触法事件）

6 身体検査令状（触法事件）

7 鑑定処分許可状（触法事件）

(別紙番号 1)

差 押 許 可 状 (触法事件)	
少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する 触法事件 について、下記の物を差し押さえることを許可する。	
差し押さえるべき物	
有 効 期 間	平 成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令 和 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号 2)

捜 索 許 可 状 (触法事件)	
少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり捜索をすることを許可する。	
捜 索 す べ き 場 所、 身 体 又 は 物	
有 効 期 間	令 和 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により捜索に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令 和 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号3)

捜 索 差 押 許 可 状 (触法事件)	
少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
捜 索 す べ き 場 所、 身 体 又 は 物	
差 し 押 さ え る べ き 物	
有 効 期 間	令 和 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令 和 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号 4)

捜 索 差 押 許 可 状 (触法事件)	
少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
捜 索 す べ き 場 所、 身 体 又 は 物	少年の身体
差 し 押 さ え る べ き 物	少年の尿
捜 索 差 押 え に 関 す る 条 件	1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法 により行わせなければならない。 2 強制採尿のために必要があるときは、少年を 又は採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。
有 効 期 間	令 和 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場 合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁 判所に返還しなければならない。	
令 和 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

注 1 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

2 採尿場所が特定されている場合には、「捜索差押えに関する条件」欄 2 項の「又は採尿に適する最寄りの場所」の前に採尿場所の所在地及び名称を記載する。採尿場所が特定されていない場合には、「又は」を削除する。

(別紙番号 5)

検 証 許 可 状 (触法事件)	
少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり検証をすることを許可する。	
検証すべき場所又は物	
有 効 期 間	令 和 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令 和 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号 6)

身 体 検 査 令 状 (触法事件)	
少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する 触法事件 について、下記の者の身体の検査を許可する。	
検 査 す べ き 身 体	
身 体 の 検 査 に 関 す る 条 件	
身体の検査を受ける者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、10万円以下の過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。ただし、身体の検査を受ける者が14歳に満たない者である場合は、罰金及び拘留を除く。	
有 効 期 間	令 和 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により身体の検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、身体の検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令 和 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号 7)

鑑 定 処 分 許 可 状 (触法事件)		
少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生	
少年に対する触法事件 について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。		
鑑 定 人	氏 名 職 業	歳
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物		
身体の検査に関する条件		
有 効 期 間	令 和 年 月 日まで	
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。		
令 和 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官		
請 求 者 の 官 公 職 氏 名		

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。